

No.

中華人民共和国  
家族計画プロジェクト実施協議  
調査団報告書

1983年3月

国際協力事業団  
医療協力部

医 業
J R
83 - 08

5  
3  
S



中華人民共和国  
家族計画プロジェクト実施協議  
調査団報告書

JICA LIBRARY



1054681[0]

1983年3月

国際協力事業団  
医療協力部

國際協力事業団	
輸入 日 84.5.19	105
登録No. 05894	98
	MCS

## は し が き

国際協力事業団は、中華人民共和国家族計画プロジェクトについて1981年8月のコンタクトミッション、1982年3月の事前調査団の調査結果にもとづき、1982年6月16日から同年6月30日まで、当事業団長谷川理事を団長とする実施協議調査団を派遣した。

本調査団は、主目的である本件プロジェクト協力の討議々事録に関する国家計画生育委員会との協議を北京で行い、また北京、成都、南京および上海の各都市に設置されている宣伝教育センター、同サブ・センター、技術研修センターおよび幹部訓練センター視察し、意見交換を行った。

討議々事録に関する中国側との協議は、調査団の帰国を4日間延長し、前後8回にわたる会談をもったにもかかわらず、遺憾ながら署名するに至ることができなかったが、本調査団帰国後、暫時冷却期間をおいた後、外務省を通じ、中国側と折衝をくり返した結果、1982年10月末までに日中相互間で了解する見込みとなった。

このような経緯から、討議々事録の内容の最終合意のための会談をもち、合わせて討議々事録の署名を行うため、当事業団は1982年11月14日から同年11月16日まで、再度実施協議調査団を派遣した。

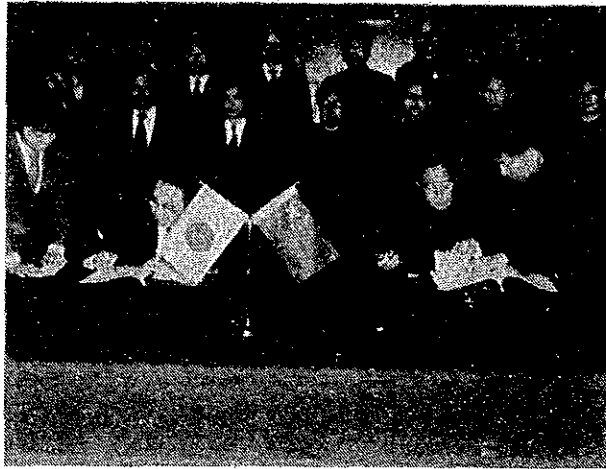
本報告書は、2回にわたる実施協議調査団の協議内容、調査事項についてとりまとめたものである。

ここに本実施協議調査団員各位ならびに実施協議調査にご協力をいただきました関係機関の各位に対し、深甚なる謝意を表するとともに、今後本件プロジェクト協力の実施・運営にあたって格別のご協力をお願いする次第である。

国際協力事業団

理事 長谷川 正男





1982年11月15日 討議議事録、署名式  
(左・長谷川団長、右・梁弁公庁主任)



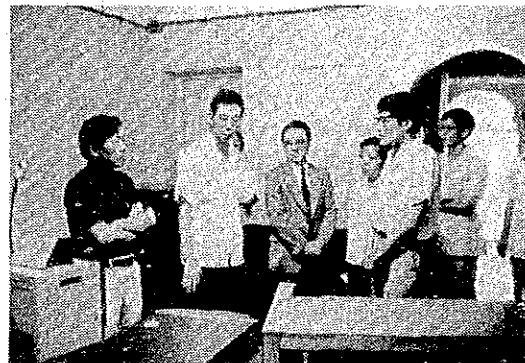
1982年6月17日 李委員会副主任表敬  
(左より村松副団長、李副主任、長谷川団長、  
八島所長)



1982年11月15日 R/D署名前の会談  
(左より、瀬木公使、長谷川団長、李委員会副主任)



1982年6月17日 討議々事録協議 (第1回会談)

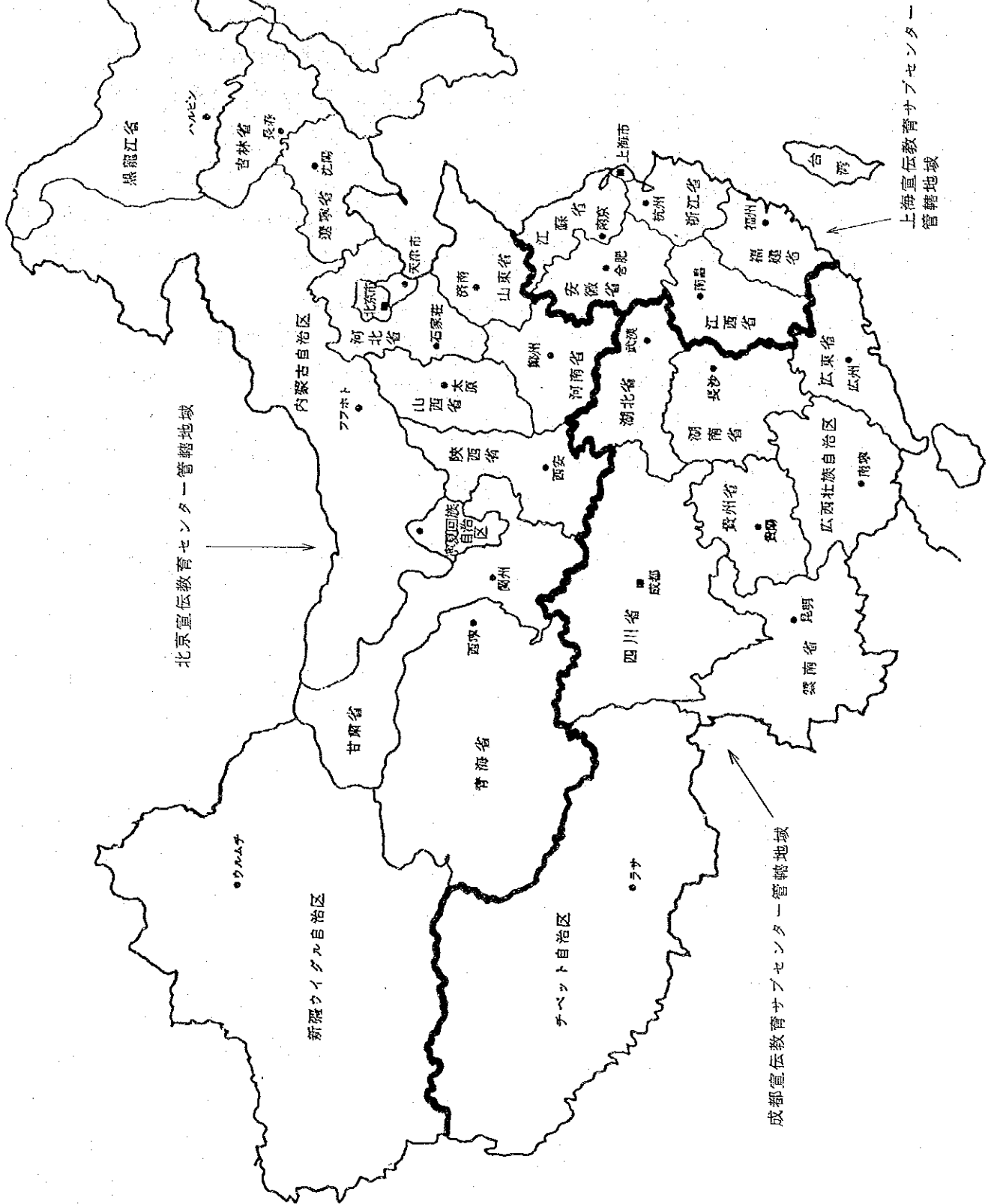


1982年6月25日 上海宣伝教育サブセンター視察





中国行政区分／宣伝教育センター管轄区分





# も く じ

はしがき

写真（討議々事録署名式他）

地図（中国行政区分、宣伝教育センター管轄区分）

I	実施協議調査団の派遣	
1.	実施協議調査団派遣の経緯	1
2.	実施協議調査に関する対処方針	5
2.1	第1次調査に関する対処方針	5
2.2	第2次調査に関する対処方針	7
3.	実施協議調査団の構成および調査実施日程	8
3.1	第1次調査団の構成	8
3.2	第1次調査実施日程	8
3.3	第2次調査団の構成	10
3.4	第2次調査実施日程	10
4.	実施協議調査関係者一覧	11
II	実施協議調査結果	
1.	第1次実施協議調査結果	13
1.1	合意した5項目	13
1.2	合意できなかった免税条項	14
1.3	技術協力の内容	15
1.4	第1次調査団所見	16
2.	「免税条項」に関する日本・中国双方の主張（対比）	18
3.	第2次実施協議調査結果	28
4.	国家計画生育委員会副主任表敬について	30
5.	科学技術委員会外事局長表敬について	33
6.	宣伝教育センター等視察結果	36
6.1	北京宣伝教育センター	36
6.2	成都宣伝教育サブセンター	37
6.3	江蘇省計画生育委員会弁公室	40
6.4	上海宣伝教育サブセンター	44

Ⅲ 討議々事録 正文

1. 英語正文(1)	45
2. 英語正文(2)	56
3. 日本語正文	68
4. 中文正文	78

Ⅳ 資料

1. 1982年センサス結果の第1回発表	93
2. 一級行政区別面積と人口	95
3. 少数民族人口総数および増加率	95
4. UNFPAによる中国人口家族計画協力プログラム	97
5. 中華人民共和国政府対外援助8原則	98

## I. 実施協議調査団の派遣



## 1. 実施協議調査団派遣の経緯

中国は、西暦2000年に人口を12億以内に、自然増加率をゼロにすべく、数々の政策を掲げ目標に向け努力している。中でも、宣伝教育を通しての「一人っ子政策」の実現は、最も、中国側が重視しており、北京、上海、成都に宣伝教育センターを設け、ビデオフィルム、16mm映画、スライド、オーバーヘッドプロジェクター、ポスター等の作品を制作し、県、公社、生産大隊、生産隊の各レベルで、宣伝教育に努めている。

これに対し、UNFPAは、1979年より、当初4年度間の計画で、視聴覚教育の機材供与胎児の健康診断の研究、国勢調査の為の設備、宣伝教育センター用機材、 Condom 生産機材等の分野に総額5,000万ドルを供与する計画を立て、協力を進めてきた。このうち、視聴覚教育分野では、スライドプロジェクター及び同用テープレコーダー、オーバーヘッドプロジェクターを1セットとし、全国2,138県のうち1,000県に対して総額85万ドルの予算で、供与し、これを1981年末迄に、終了した。また、宣伝教育センター用機材は、ビデオ機器を中心に、総額850万ドルのうち500万ドルの機材を上記3センターに対し、1981年迄に供与を終了した。

日本政府は、1981年8月21日から8月27日まで国際協力事業団医療協力部長、中沢幸一団長以下4名からなるコンタクト・ミッションを派遣し、主として、わが国の技術協力方式を説明し、中国側の要請内容について協議した結果1981年11月中国側は正式に日本国政府に対し、本件家族計画プロジェクトの協力を要請越した。

この中国側の要請に基づき、協力の第1段階として、具体的な協力の内容について調査し、プロジェクト協力の可能性についての検討・協議を目的とした事前調査団が、1982年3月15日から同年3月26日まで派遣され、下記のような調査結果がもたらされた。

### (1) 事前調査総括

事前調査団と中国側の会談は、相手側の関係者全員が常に会談に出席し、必要な問題に対しては出来る限り早急に回答を用意するという熱意と実務的態度に支えられて、大きな成果を挙げる事ができたものとする。今後派遣される実施協議調査団のために討議々事録(R/D)そのものについてもかなりの討議を行ない得たことは予想以上の成果であった。

中国の計画生育事業の最大の特徴は、(1)政府当局者のこの事業に対するコミットメントがきわめて強いこと(2)計画生育とはいうもののその根本は人口政策であることの認識が、他のアジアの国にはみることのできない鮮明さを持っていることである。西暦2000年に人口総数を12億にとどめ、その時点で人口増加を静止するものとして、そのために政府として行使できるあらゆる方策を考えており、特に現段階では、計画生育の「宣伝教育」を最優先の

項目としている。

このような状況のもとで、わが国からの技術協力の可能性は十分にあると判断される。中国全体の国家計画からみれば、わずかな部分に対する協力に過ぎないが、日本側から供与される機材と専門知識はそれなりの貢献を期待できるであろう。

本分野における協力を考える上に、留意すべき点を、以下に挙げてみる。

- (a) 日本側からの提案は「技術協力」である点はおおむね理解し得たものと思われるが、機材供与の中心である視聴覚教材による宣伝教育について、中国側の関心は、ハードウェアに傾き、教材に何をどのように入れるかのソフトウェアに対する考慮は弱い。人口増加抑制のための一人っ子政策の説明を単刀直入に行なうことはすでに行なわれているが、計画生育の利点、その方法・技術についての説明などについては、今後の工夫が望ましく、この点での技術協力が必要である。ただ、中国の場合は特に、自国のことは自分で考えるという態度が強いから、こちらから相手を指導するというよりは、次第に仕事が具体化する過程でこのような技術協力を導入することを期待すべきであろう。
- (b) 前述のように、中国の人口政策は強力である。これを受ける日本側の「技術協力」としては、政策的なものには関係せず、中国政府が独自の判断で行なう事業に技術の面で協力するという姿勢を確認しておくことが賢明であろう。これは自明のことであるけれども、例えば文書の形で残るといった公的な話し合いについては、特に注意が必要であろう。
- (c) 事前調査団に対して初めて中国側が提示した計画生育の「統計・評価」に関する技術協力、特に人員の交流は今後推進するに値するものと考ええる。広く範囲を拡大して人口統計全般を含めることも検討されてよい。
- (d) UNFPAの行なっている事業のうちで、3か所の「宣伝教育センター」を中心にしたビデオその他を使用する事業はそれなりの価値はあるだろうが、わが国としては、当分の間、スライド、テープレコーダー、OHP、16ミリ映画といったより実際的で簡単なものに焦点をしばるのがよいであろう。つまり、実情に応じて優先順位を決定するということである。
- (e) 今後必要とされることは、5か年間の各年次毎の具体的計画を順次取り付けること、ならびに、中国側の要望の強い機材関係予算の増額の可能性を詰めてゆくことがある。この際、毎年提出される予定となっている業務評価が有益な参考資料になると考えられる。

## (2) 技術協力の可能性

事前調査団は、前回のコンタクト・ミッションの努力及び中国側の熱意もあって、プロジェクトの基本的協力事項等についてかなりつつこんだ意見交換を行なうことが出来た。中国側は、最近のUNFPAとの協力の実績や運営面に照らし内部で検討をした由であり、その



あとがうかゞわれた。即ち先方は、前回協議の時点では討議されなかった計画生育関連の人口動態統計評価の分野における技術協力を要請した他、日本の家族計画の歴史沿革、宣伝方法、経験を研修するため通訳を含む8名より成る計画生育宣伝教育学習班を第1年度に6～7週間受入れて欲しい等、具体的な提案を行なった。また早期に討議々事録(R/D)の締結を希望するとして当方にR/Dについての詳細説明を熱心に求めた。これに対し、事前調査団側から準備携行したR/D案を、中日友好病院プロジェクトのR/Dと対比しつつ説明したところ先方は積極的にこれに応じ、種々質問し討議した。その結果基本的協力内容については、日中双方の間で合意をみるにいたった。以上をまとめるに視聴覚教育用機材の供与とこれに伴うハード及びソフト両面の専門家派遣、家族計画及び人口動態統計の分野等における中国人研修員受入れを骨子とする本件プロジェクト方式技術協力を実施するルールはほぼ敷かれたと云うことが出来る。

### (3) 技術協力の内容

中国側の要請は、家族計画及び人口動態統計分野における研修員受入れ及び宣伝教育センター機材整備に関連して1,138県に対しスライド・プロジェクター、同用テープレコーダー、スライド用フィルム、録音テープ、16ミリ映写機、OHP等の視聴覚機材の提供、及びUNFPAの行なっている視聴覚機材の修理部門を全面的に担って欲しいというものであった。これに対しわが方は修理については本来UNFPAがメンテナンスのための予算も計上しており、プロジェクト方式技協になじまないとの理由でことわった。種々協議の末、次のとおりのラインで基本的に合意した。

#### (a) プロジェクトの基本計画

本プロジェクトは、中国の計画生育推進のための宣伝網を完備することを目標とし、統計・評価及び人材養成の仕事のレベルを高め日中両国政府間の計画生育分野での技術協力を推進することを目的とする。

協力拠点としては、人口家族計画を統轄する国家計画生育委員会弁公庁とし、協力期間は本年6月より5年間とする。

#### (b) 専門家派遣

初年度は、宣伝教育用機材(スライドプロジェクター)の操作・保守、番組制作技術及び番組の内容(優生、優育及び母子保健等)の3分野の専門家3名を同時期に派遣し、セミナーを開き、教育する。

次年度は、家族計画分野における統計・評価の専門家を派遣する。

3年目以降の専門家派遣計画は、実施協議ミッション訪中の際協議する。

(c) 研修員受入

初年度は集団コースの宣伝教育コース、組織活動コースに各1名、又個別研修では10名枠のうち、8名(内1名は日本語の通訳)を同時期に家族計画の歴史及び宣伝方法、日本の経験等について研修したい旨希望があった。

尚、本年10名枠のうちの残りの2名については、行政官他、本プロジェクトのカウンターパート用に残しておく様要望した。次年度以降については、実施協議ミッションとの協議の上決定する。

(d) 機材供与

機材供与は、5年の協力期間にスライドプロジェクター、同用テープレコーダー、OHP、16mm映写機を中心として供与する。

上述の事前調査団のもたらした結果を検討し、本件家族計画プロジェクトに対する協力が決定されたのに伴ない、プロジェクト協力開始のための討議々事録(R/D)の協議・署名を行ない、協力開始後の計画の具対案について協議・確認するための本実施協議調査団が1982年6月に派遣されたが、別項にて報告のとおり、討議々事録(R/D)の中の免税条項について日中間で了解点に達することができず署名に至らなかった。

このため、実施協議調査団帰国後、しばらく冷却期間をおいて、外務省を通じ中国側と交渉をつづけた結果、1982年10月末にこの免税条項について日中間で合意に達す見込みがついたため、1982年11月に第2次実施協議調査団を派遣することとなった。

## 2. 実施協議調査に関する対処方針

### 2.1. 第1次調査に関する対処方針

本件プロジェクト事前調査団派遣時の1982年3月から実施協議調査団派遣時の1982年6月までの間に、日本側が提示した討議々事録(R/D)に対する中国側対案が提示され、在中国日本大使館と計画生育委員会との間での折衝により問題が整理され、下記の6項目が対立点として残った。この6項目の問題は、実施協議調査団が訪中し、中国側と実務的に協議することとなったが、日中相方の主張とその対処方針はつぎのとおり。

#### (1) 都市間交通費

〔日本側案〕 日本側負担については了承。R/D上は、記載せず。

〔中国側案〕 当初R/Dに記載、今回提案は、覚書に挿入。

〔対処方針〕 中国側提案を了承し、覚書に記載することとする。

#### (2) 機材のメーカーの保証

〔日本側案〕 R/Dになじまないので記載せず。

〔中国側案〕 当初R/Dに記載、今回提案は覚書に挿入。

〔対処方針〕 JICAの調査によれば、メーカー負担による保証は、特約代理店が存在する国であって、技術的に可能な範囲に限定されており、必ずしも一律に保証期間があるわけではない。

また、仮に保証があるとしても、中国側において自ら利用可能な手段として、メーカーに保証を求めれば足りるものでありR/D又はミニッツに加える必要なし。口頭でJICAの付す保険(北京まで)を示し、了承を求める。従って、R/D、ミニッツは日本側案を維持する。

#### (3) 免税条項

〔日本側案〕 中日友好病院の例による

“take necessary measures through the authorities concerned to exempt from customs duties”

〔中国側案〕 下記案に固執

“take responsibility for necessary procedures related to customs . . . . .”

〔対処方針〕 中国案は、必ずしも免税が保障されるものではなく、将来の問題ともなりうるので、中日友好病院の例にそって原案を維持する。

#### (4) 協力期間

〔日本側案〕 1982. 6. 19より5年間

〔中国側案〕 1982. 6. 19より1987. 3. 31まで5年間

〔対処方針〕 中国側案は、期間を二重に記載していることに矛盾があるので、通常の我が方 R/D の記載方式に従って「～から○年間」としているものであり、終期を定める方式に変更することは差し支えない。よって、期間で定めるか都合のよい方を先方に選択させることとする。

(5) 専門家宿泊費用の負担限度

〔日本側案〕 1日50元以下日本側負担  
超える部分は中国側負担

〔中国側案〕 1日70元以下日本側負担  
超える部分は中国側負担

〔対処方針〕 本年3月の技協年次協議において先方より提案されたが、我が方は聞きおおくに留めた経緯もあり、未だに70元を了承してはいない。本件プロジェクト以外の専門家派遣に影響があるので、全体的結論の出るのを待ち、当面50元として、原案を維持する。

(6) 覚書日付の位置

〔日本側案〕 署名欄の上

〔日本側案〕 署名欄の下

〔対処方針〕 我が方は従来署名欄の上に統一しており、先方にて特段の不都合なくば、中日友好病院の先例もあり、我が方を維持する。

なお、実施協議調査団派遣にあたり、上述の6項目の対立点に関する対処方針とは別に、包括的実施協議調査団対処方針が、外務省（技術協力第2課）より提示されたが、その全文はつぎのとおり。

中国人口家族計画実施協議チーム対処方針

57. 6. 11

本件実施協議チームの対処方針を次のとおりとする。

1. 目的

本件実施協議チームは、日中両国のこれまでの協議、及び事前調査団等の調査結果を踏まえ、協力の根拠となる討議議事録の協議・署名を行うとともに、協力開始後の計画の具体案を協議・確認するものとする。具体的には以下による。

2. 討議議事録

(1) 協力開始の根拠となる R/D については、本件プロジェクト個有の部分を除き中日友好病院の先例によるものとする。

(2) 新規挿入することとなった評価条項について、原案を極力維持するとともに、今後の評価実施に当たり問題となることがないよう協議の上具体的な評価項目を定めるものとする。

### 3. 57年度実施計画

- (1) 事前調査団において、先方と協議した機材・専門家・研修員に係る計画につき確認するとともに、特に専門家の派遣時期・研修員受入の時期についても確認を行うものとする。
- (2) また、今後の協力の拠点につき、北京宣伝教育センター以外のセンターについても含まれることになるか否かにつき確認を行う。
- (3) 年次報告の提出時期につき協議し、定めるものとする。

### 4. 58年度以降の計画

58年度計画については、事前調査団において協議を行った経緯のあるところ、同計画につき確認を行うとともに、59年度以降の計画に関し、特に専門家の分野・研修員の人数・分野につき、可能な範囲で協議・確認を行うものとする。

### 5. 成都等視察

視察すべきセンターの機能・規模、UNFPA等の関与、機材の整備状況、活動状況等を中心に調査を行うとともに、関係者より、中国の人口家族計画関連諸施策の種類・内容・相互の連関・効果及び関係各機関の連携状況につき聴取するものとする。

## 2.2. 第2次調査に関する対処方針

第1次調査団の協議により、前述の6項目の問題点のうち「免税条項」の1項目を除いた5項目については、日中相互に合意点がみられた。第2次実施調査団派遣にあたっての対処方針はつぎのとおり。

### (1) 免税条項について

前回第1次調査団派遣時には、6項目の対立点があり、免税条項の1項を除いては相互了解している。これら対立点、了解点を再確認し、中国側も下記の免税条項案にてほぼ了解しているので、最終確認をする。

The authorities concerned of the Government of the Peoples Republic of China will meet the charges of customs duties, internal taxes and other fiscal levies imposed in the Peoples Republic of China on the articles referred to in III above.

### (2) 協力実施計画について

機材供与、専門家派遣および研修員の受け入れなどにつき、第1次調査団により充分協議されたが、その後の時間的経過を考慮し、それらの内容、時期等につき協議し確認する。

### 3. 実施協議調査団の構成および調査実施日程

#### 3.1 第1次調査団の構成

第1次調査団は、団長を含め5名編成とし、その担当業務、氏名および所属先はつぎのとおり。

- (1) 団長 総括 長谷川 正 男  
国際協力事業団理事
- (2) 副団長 人口問題 村 松 稔  
厚生省国立公衆衛生院衛生人口学部長
- (3) 団員 技術協力 平 賀 慶 譚  
外務省経済協力局技術協力第二課課長補佐
- (4) " 家族計画 薩摩林 康 彦  
家族計画国際協力財団業務課長
- (5) " 協力計画/  
業務調整 田 辺 耕 治  
国際協力事業団医療協力特別業務室室長代理

#### 3.2 第1次調査実施日程

第1次調査団は、当初1982年6月16日から6月26日までの予定で派遣されたが、討議々事録(R/D)の協議が紛糾したため、4日間中国滞在を延長し、6月30日帰国となった。ただし、副団長の村松稔博士は、都合により延長できず、当初予定の6月26日に帰国した。調査実施日程の詳細はつぎのとおり。

日 (曜)	時 間	日 程
16 (水)	1230	JL781にて、成田発北京着
	14.00~14.25	日本大使館にて日程等打合せ
	14.25~15.15	渡辺公使表敬
	17.00~17.50	中国側と日程打合せ(北京泊)
17 (木)	09.00~12.30	R/Dについての第1回会談(於燕京飯店)
	14.05~15.20	国家計画生育委員会李宗權副主任表敬
	15.47~17.00	国家科学技術委員会外事局陳冰局長表敬 JICA北京事務所長主催夕食会(北京泊)
18 (金)	09.00~12.20	R/Dについての第2回会談 渡辺公使主催昼食会

	19.37~21.00	第3回会談
	21.00~22.00	覚書についての日本側内部打合せ(北京泊)
19(土)	09.50~11.15	北京宣伝教育センター視察
	18.30~21.00	李副主任主催夕食会
	21.30~23.25	第4回会談(北京泊)
20(日)	15.30~16.40	中日友好病院視察
	17.30~19.40	今後の対応策について内部打合せ(於大使館)(北京泊)
21(月)	07.40~10.00	北京発成都着
	14.40~16.35	成都宣伝教育サブセンター視察(成都泊)
22(火)	08.30~16.30	四川省灌県訪問(成都泊)
23(水)	07.20~14.30	成都発南京着(南京泊)
24(木)	08.15~11.00	江蘇省計画生育委員会訪問・視察
		南京発上海着
	16.45~17.40	在上海総領事館表敬(上海泊)
25(金)	09.20~10.50	上海宣伝教育サブセンター視察
		上海発北京着
	19.34~22.35	プロジェクト実施計画について会談(第5回会談)(北京泊)
26(土)	08.30~11.10	R/D文の読み合わせ(事務レベル協議)
	14.30~15.45	機材についての打合せ( # )
	16.55~17.50	日本側内部内合せ
	17.55~18.30	第6回会談(北京泊)
		村松副団長のみ上海発成田着帰国
27(日)		休み(北京泊)
28(月)	09.00~10.30	R/D文修正作業
	11.05~12.15	第7回会談
	12.40~13.20	日本側内部協議
	18.10~20.30	チーム内打合せ
	20.40~22.15	中国側との事務レベル協議(北京泊)
29(火)	14.00~15.20	大使館にて瀬木公使等と協議
	21.30~23.00	第8回会談(最終会談)
	23.10~00.45	日本側最終協議(調査チーム所感について他)(北京泊)
30(水)	14.40	北京発成田着帰国

### 3.3 第2次調査団の構成

第2次調査団は、団長を含め2名編成とし、その担当業務、氏名および所属先はつぎのとおり。

- (1) 団 長 総 括 長谷川 正 男  
国際協力事業団理事
- (2) 団 員 協力計画／ 田 辺 耕 治  
業務調整 国際協力事業団医療協力特別業務室長代理

### 3.4 第2次調査実施日程

第2次調査団は、1982年11月14日から11月16日まで派遣された。実施日程はつぎのとおり。

日 (曜)	時 間	日 程
14 (日)	09.30~14.45	JL783にて、成田発北京着
	18.00~20.00	JICA 八島所長夕食会(北京泊)
15 (月)	09.00~10.30	R/Dおよびプロジェクト実施計画について協議 (第9回会談)
	12.30~14.00	瀬木公使主催昼食会
	15.30~16.00	人民大会堂山東省の間にて R/D署名
	19.00~21.00	李副主任主催夕食会(北京泊)
16 (火)	08.20~13.30	CA-925にて、北京発成田着(帰国)



#### 4. 実施協議調査関係者一覧

##### (1) 国家計画生育委員会

銭 信忠	委員会主任
王 偉	委員会副主任兼衛生部副部長
周 伯萍	委員会副主任
李 宗權	委員会副主任
梁 濟民	委員会弁公庁主任
千 旺	委員会弁公庁主任（現在は、委員会総合計画司司長）
劉 慶山	委員会弁公庁副主任
林 以行	委員会弁公庁副主任
魏 紹傑	委員会外事処処長
王 連城	委員会宣伝教育処処長
肖 振禹	委員会計画財務処副処長
杜 祥金	委員会外事処副処長
倪 家俊	委員会外事処工作人員
馬 利中	中国人口情報資料センター日文翻訳官
張 法瑛	委員会宣伝教育処副処長
丁 化賢	委員会秘書処処長
谷 秀波	北京宣伝教育センター計画準備処長
李 蘇仁	北京宣伝教育センター計画準備処負責人
王 維新	北京宣伝教育センター

##### (2) 四川省計画生育委員会（成都）

万 長文	委員会弁公室副主任、成都計画生育宣伝教育サブ・センター協調員
黄 仲実	成都計画生育宣伝教育サブ・センター副主任
譚 東順	委員会弁公室宣伝処処長
劉 福最	成都計画生育宣伝教育サブ・センター

##### (3) 四川省人民政府

葉 文雅	省人民政府外事弁公室副主任
------	---------------

##### (4) 江蘇省計画生育委員会（南京）

余 孟仁	委員会弁公室主任
盧 宝銘	委員会弁公室
卞 果	南京幹部訓練センター弁公室副主任

- 新 風 南京幹部訓練センター弁公室副主任
- (4) 上海  
蔣 蘊芬 上海計画生育宣伝教育サブセンター主任
- (5) 科学技術委員会  
陳 冰 委員会外事局局長  
田 兵 委員会外事局アジア・アフリカ処副処長  
李 纓 委員会外事処日文翻訳官
- (6) 衛生部  
鄒 長征 外事処日文翻訳官
- (7) 在中国日本大使館  
渡辺 幸治 公使  
瀬木 博基 //
- 中村 守雄 一等書記官  
高尾 佳巳 一等書記官  
佐渡島志郎 二等書記官
- (8) 在上海日本国総領事館  
堀野 重義 総領事  
池田 貢 領事
- (9) 国際協力事業団北京事務所  
八島 継男 所長
- (10) (財) 家族計画国際協力財団  
本間由紀夫 (在北京)

## II. 實施協議調查結果



## 1. 第1次実施協議調査結果

1982年3月に派遣された事前調査団の調査結果をふまえ派遣された第1次実施協議調査団の最終目的は、家族計画プロジェクトに関する討議々事録(R/D)の協議・署名にあったが、調査団の帰国予定を4日延長しての、のべ8回にわたる協議交渉にもかかわらず、R/D第Ⅵ条第3項のいわゆる免税条項について、日中間で了解点に達することができず署名できなかった。

### 1.1. 合意した5項目

一方、第1次調査団派遣前に、日中間で了解に達せず協議課題となっていた、免税条項を除く5項目についての協議結果概要はつぎのとおり。

#### (1) 都市間交通費〔条項Ⅵ-3〕

日本側案としては、日本側が負担することは了承するも、R/Dの中に記載しないというものであったが、中国側は、当初R/Dの中に記載することを主張(第1次案)、していた。交渉の結果、中国側は、文書に残すことを重視し、覚書に記載(2次案)することに方針を転換し、その後の協議により、日本側が中国側第2次案を了承し、覚書第3項に記載することとなる(6月17日確認)。

#### (2) 機材に関するメーカーの保証〔条項Ⅵ-2-(1)〕

中国側のR/Dに記載すべしの主張に対し、日本側はこの種の記載はR/Dになじまないため記載せずと主張したため、双方の意見が対立していたが、日本側の必要に応じ、補修技術指導のための専門家派遣することで対応することとした。このため、中国側も、R/Dに記載の主張を変え、日本側の対応ぶりを残すため、覚書にその旨記載しようとの第2次案を提示してきた。日本側としては、中国側提案を了承し、覚書第5項に記載することとなった(6月18日合意)。

#### (3) 協力期間〔条項Ⅵ〕

プロジェクト協力期間についての日本側案は、R/D署名日から5年間としたのに対し、中国側案は、R/D署名日から1987年3月31日までというものであったが、日本側案どおりとすることに中国側了解する(6月17日確認)。

#### (4) 専門家の宿泊費用の負担限度額〔条項Ⅵ-1-(4)および覚書4〕

本件については、日本側の、中日友好病院の例のとおり、1日50元までは日本人専門家が負担するが、50元以上は中国側が負担するという案に対し、中国側は1日70元までは専門家に負担してもらいたいとの意向を打ち出してきた。これについては、単にこの家族計画プロジェクトのみでなく、対中国技術協力すべてに係ることから、個別協議で決めるのは不適當

であり、他への波及も大きいという日本側の主張を、中国側も理解し、日本側が年次協議の中で再度検討することを条件に了承された（6月17日確認）。

#### (5) 覚書の日付の位置

中国側の、覚書の日付は署名欄の右下に記載すべしとの主張に対し、日本側は、このような日付の位置は、日本のみでなく他の国でも通常署名欄の上に記載されると述べ、中国側も固執せず、日本側原案どおり了承（6月17日確認）。

### 1.2. 合意できなかった免税条項

さて、中国側との間で終始問題となった、「免税条項」についての協議経過の詳細は後述するが、双方の主張の要点はつぎのとおり。

#### 日本側原案

「中華人民共和国政府は、上記第Ⅲ条に掲げる機材に対する中華人民共和国内で課されるべき関税、国内税及びその他の課徴金を免除するため、関係当局を通じ必要な措置をとる」

#### 日本側の主張

- イ) 供与機材は日本国民の税金で賄われており、これに中国側の課税が行われることは納得出来ない。
- ロ) JICAの他の協力プロジェクトには全て日本側どおりの免税条項があり、例外を作るとは出来ない。
- ハ) 最近では中日友好病院のR/Dでも同様の免税条項があり、1月前に解決した文化無償についても中国側が最終的に免税とする旨約束している。  
それから間もないのに本件プロジェクトについて免税条項に反対するのは納得出来ない。
- ニ) 中国の法令に基づき免税手続を取ると説明しているが手続を取った結果免税となる保障がない。
- ホ) 中国の関係法規が改訂された場合でも免税となる保障もない。

#### 中国側対案

「上記第Ⅲ条に記載されている機材設備に対し、中華人民共和国内での関税、国内税及びその他の税金については、中国側関係当局は、中華人民共和国現行の法律及び規定に基づいて免税の手続きをとることを責任をもって申請する。」（中文仮訳）

#### 中国側の主張

- イ) 日本側案が無条件の免税を規定していることには納得出来ない。

- ロ) 中国側の関税主権は尊重されるべきであり、中国の法令に従って免税手続が行われることは、中国々内の問題である。
- ハ) 中国は現在行政改革の一環として法令を整備中であり、中日友好病院のR/D、文化無償の中国政府の約束はその時の事であって事態は刻々変化するものである。
- ニ) 現在協力中の国連人口活動基金も中国の法令に従うことを認めている。
- ホ) 中国の対外援助8原則には、中国は相手方の法令を尊重する旨を掲げている。
- ヘ) 実際上は関税当局は日本の供与機材については免税とする方針を出している。中国は約束したことは必ず遵守する。

このような協議を通じて明らかになった対立点を中心にした会談がさらに数回つづけられた。その間中国側は国務院などと折衝し、一方調査団は在中国大使館を通じ、国際協力事業団本部および外務省と協議しつつ、会談をすすめたが、日中双方の代表はそれぞれ独自で最終決定できる権限がないため、調査団の帰国前日に、英文案のみ日中間で暫定的合意をみたが、中国側の「英文案は、中国文案をもとに提案したものであり、英文案に合意するならば中文案にも合意署名できるはずである。中国側としても、英文の表現には合意するが、中国文も同時に署名するのでなければ了解できない」との主張により、最終的に合意に達することができなかった。

### 1.3. 技術協力の内容

今まで述べてきたとおり、「免税条項」の協議にほとんどの時間がさかれたため、本プロジェクト協力の内容についての協議は時間的に制限されたものとなったが、大筋はR/D附属書の基本計画および暫定実施計画書にみられるように、事前調査団が中国側と協議したものと変化はない。基本的協力内容はつぎのとおり。

#### (1) 目的

本プロジェクトは、中国における家族計画宣伝教育網の整備に努めるとともに、統計・評価および人材養成のレベルの向上を図り、もって日中両国政府間の技術協力を更に推進することを目的とする。

#### (2) 実施

弁公庁は当該プロジェクトの実施に責任を負う。

日本国政府は、JICAを通じ、日本人専門家の派遣、日本国内での研修のための中国人カウンターパートの受入及び資機材の供与を行うことにより、中華人民共和国政府の当該プロジェクトの実施に協力する。

#### (3) 諸活動

当該プロジェクトは次の諸活動より構成される。

- 1 中国における家族計画の宣伝教育網の整備に努力する。
- 2 中国における家族計画の分野での統計・評価のレベルを高める。
- 3 当該プロジェクトに従事する中国人カウンターパートの訓練を行う。
- 4 その他相互の合意による必要な関連活動

また、R/Dが署名された場合の1982(57)年度の協力計画については、

- (1) 機材供与については、暫定実施計画のとおりスライド・プロジェクターを中心に購送する。
- (2) 研修員については、科学技術委員会との申し合わせもあることから、9名を日本側が受け入れることにし、日本の人口・家族計画プログラムの現状視察を中心にする。時期としては8月頃が望ましい。
- (3) 専門家派遣については、3月頃に機材の操作・保守、番組制作技術そして番組の内容(母子保健)の3専門家を派遣する。

というものであり、次年度1983(58)年度計画は、

- (1) 材料供与は、暫定実施計画のとおり、
- (2) 研修員については、省レベルの計画・統計を担当しているスタッフ10名を、人口統計家族計画統計の分野の研修のため、日本側が受け入れる。時期は1983年度第1半期が望ましい。
- (3) 専門家派遣については、人口統計、コンピューター応用そしてデータ処理(分析)の分野の専門家3名を、約1ヶ月派遣する。時期は1983年9月頃が望ましい。

との協議結果を得た。

なお、地方都市の宣伝教育サブ・センターなどの視察結果は別項のとおり。

#### 1.4. 第1次調査団所見

上述のとおり、免税条項の合意に至らず、調査団は所期の目的であるR/Dの署名を果すことができず帰国することとなったが、帰国に際しての調査団所見はつぎのとおり。

調査団の帰国予定を4日間延長しての交渉にもかかわらず決着をみるに到らなかったところ、今後本件類似の案件において、本件と同じような争点を中国側との間に惹起することが予想されるので右につき以下のとおり敢えて所見を申し述べる。

- (1) 先方との間で終始問題となった「免税条項」については、対中国経済技術協力全般にわたる問題であるところから、今後引き続きR/D技協案件を実施していくべきわが方としては、本件においてクローズアップされた免税条項を整理して統一したパターンによって処理していく必要性に迫られていることを痛感する。
- (2) 本調査団は、昨年8月のコンタクト・ミッション及び本年3月の事前調査団の調査及び協議結果を踏まえて訪中した次第であるが、その間、在中国わが方大使館の先方との折衝により、



本件問題は懸案事項として極めて明確に浮び上っていた。即ち、日本側における「従来の日中友好病院及び文化無償の例もあるからその表現で決着すべし」という考え方は、中国側からみれば、両プロジェクトともに法令の見直しが本格的に始動する前に夫々の実施機関が適宜云わば「個別問題」として処理した案件であり、中国関税当局にしてみれば「変更すべき事項」そのものと映っていたと思料される。

- (3) 中国は、5月上旬から行革の一環として法制整備に関する委員会を設置して法令（特に行政法規）の整備を行っており、その中で関税主権の問題は、中国における苦い経験があるところから殊更真剣に審議している由である。そのためか、中国側は、本件「免税条項」に関して、実際は関税当局と実施機関の間で免税することが既に決っているとして、表現上は、中国の関税主権の観点から、R/Dの他の条項に明記してある「中国の法令に従い」云々の文言を記入すべきである旨強く主張するとともに、仮に「中国の法令に従い」云々の表現が日本側において認められないなら、一過性の個別案件として国務院が決定した表現とすべきである旨強調越して来たところである。他方、このことは、中国法令とは関係なく無条件に「免税」という担保をとらんとするわが方とは終始鋭く対立するところとなった。

従って本件については、今後中国側の法令の整備の状況をも勘案し、より柔軟なパターンによる包括的解決方法を考案していく必要がある。

- (4) なお、専門家の宿舍代負担の限度額についての所謂50元70元問題については、本件については50元で解決していたが、これも横並びの問題があるうえ本年の年次協議において中国側から検討方要請されているので来年にでも包括的解決をする必要がある。
- (5) JICA事業全般についての中国側の理解は未だ十分でないと思われる。これは未だ協力の期間が浅いところから止むを得ない面もあるが、わが方としては、年次協議のみならずJICA事業実施の円滑な運営のため非公式な協議や情報交換の場としてのフォーラムを設定しておくのも一案かと思料される。そうすれば、JICA事業が事業部毎に実施方法が異なるということもなく今後の事業全般の実施は円滑に進むものと思われる。

## 2. 「免税条項」に関する日本・中国双方の主張（対比）

日 本 側	中 国 側
<p><u>日本側原案（57年3月事前調査団、中国側へ提示）</u>            一 中日友好病院の R/D 条項と同一のもの</p> <p>The Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to exempt from customs duties, internal taxes and any other charges which shall be imposed in the People's Republic of China on the articles referred to in III above.</p>	<p><u>中国側原案（日本側案の対案、57年4月）</u></p> <p>The Government of the People's Republic of China will take responsibility for necessary procedures related to customs duties, internal taxes and any other charges which shall be imposed in the People's Republic of China on the articles referred to in III above.</p>
<p><u>6月11日 基本的対処方針（外務省作成「方針」より）</u>            「本件プロジェクト個々の部分を除き中日友好病院の先例によるものとする。」</p>	
<p><u>6月12日 大使館、計画生育委と協議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 原案維持</li> <li>◦ R/D に中国側内部の事情を記載することは不適當。</li> <li>◦ 中国政府のとする措置は「免税」である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 原案維持</li> <li>◦ 関税当局の見解として中日友好病院の R/D のように、徴収することを免除することには了承せず、今後の政策によっては、特定の商品のみ課税することもあり得る。</li> <li>◦ よって、その税を計画生育委が負担することもあり得る。</li> </ul>
<p><u>6月15日 大使館、計画生育委と協議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 原案維持</li> <li>◦ 中日友好病院の協議時にも、同様の経緯あり、半年足らずの間が変わるのは遺憾である。再検討願う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 原案維持</li> <li>◦ 我が方案は、日本側に税の負担を求めるものではなく、中国の主権・手続・内部理念の問題として、案文がつけられたものである。</li> <li>◦ 内部規程上、JICA のもの、UNFPA のものは、事実上免税となっているので、問題は生ぜず。</li> <li>◦ 中国案で了承願う。</li> </ul>

日 本 側	中 国 側
<p>6月16日 外務省より大使館側へ実施協議方針指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中日友好病院のR/Dの際、充分協議済みであり、中国側が短時日の間に変更したのは、極めて遺憾である。</li> <li>○中国案では、免税の保障が何らなく、今後の政策次第では、課税される可能性を残すこととなる。</li> <li>○よって、原案を維持し、中国側に了解を求めるべし。</li> </ul>	
<p>6月17日 調査団、計画生育委弁公庁間の第1回会談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○原案維持</li> <li>○JICA協力のプロジェクトでは、すべて免税措置をとることとしている。</li> <li>○従って、中日友好病院、文化無償の場合にも、免税としている。</li> <li>○實際上免税とするならば、R/Dに記載してもよいであろう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原案維持</li> <li>○「関税」については、他部局の管轄であり、関税当局は、反対している。「免税」としてでなく、「関税」問題として記載したい。</li> <li>○免税するかどうかは、内部の問題。</li> <li>○実際上は、免税するとの承認を得ている。</li> <li>○中日友好病院の例は、別問題。内部で法律、規則の見直し中。</li> <li>○今までの二例については、中国側が譲った。今回は日本側が譲るべし。</li> </ul>
<p>6月18日 第2回会談・第3回会談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中国側修正案(1)は受け入れられない。(理由)：</li> <li>○現行の法律・規則の内容が不明確。</li> <li>○仮に免税条項あっても、現行の法律等に変更があった場合、免税の保証ない。</li> <li>○R/Dは、条約・協定に準ずるものであり、国際法の原則からして、国内法に優先する。</li> <li>○よって、免税条項は、日本側案文にて了承されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本側の意見を取り入れ、修正案(1)提示。 The authorities concerned of the Chinese side shall take responsibility for necessary measures to apply, in accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, for exemption from customs duties, internal taxes and any other charges in the People's Republic of China on the articles referred to in III above.</li> <li>○日本側案の“which shall be imposed”を削除し、「法律及び規則に従い」という文言を挿入。(理由)：</li> <li>○関税については、主権の問題であり、それぞれの国の法律・規則に従うべき問題である。 中国の対外協力は、「対外援助8原則」に基づき、相</li> </ul>

日 本 側	中 国 側
<p>6月19日 第4回会談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内容は、18日の案より後退したものであり、受け入れ難い。</li> <li>○この1カ月間に行革のために変化があったとのことであるが、このような事態があるので、我が方は、「保証」を求めている。</li> <li>○「免税」のことより、「免税とする」ということが必要とされる。</li> </ul> <p>6月20日 外務省の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本側案は、供与機材に係る免税措置が担保されることを求めるものであり、中国側修正案は、従来の内容と変化ない。</li> <li>この条項については、病院・文化無償の関係ですでに協議し、解決済みであり、日本側案の修正は考えられない。</li> </ul>	<p>手国の主権は尊重すべきことを明らかにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○他の条項は、相手の国の法律に従うということになっている。現に法律（海関法）にも条項があり、この法律は30年の歴史をもつ。</li> <li>○日本側の、免税のみ例外とする解釈は無理があり、理解しがたい。</li> <li>○中日友好病院の場合とは異なるが、日本側が決定したことに固執するならば、協議していること自体意味がない。</li> </ul> <p>○本件問題は、両代表団が解決できるものでなく、全体の問題であるとの認識をもつ。</p> <p>○局面打開のため、中文であるが提案(2)する。</p> <p>「法律及び規則の許す範囲で、免税手続きをとることとする」(日本語訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○昨日(18日)のは、会談中に考えたものであり、この提案文は、このプロジェクトのみに限定した国務院の指示によるものである。</li> <li>○文化無償の協議のあと、この1ヶ月間に、行政改革もあり、対応の変化があり、中国の主権、法令、規則を考慮した結果としての文章である。</li> <li>○仮に課税されるにしても、日本側の負担とはならない。</li> <li>○英文は追って提案する。</li> </ul>

6月20日 調査団より外務省への打診/大使館→外務省

○局面打開のため、調査団による修正案(1)として、「本文+覚書き」の形で、東京サイドに打診し、対応を迫る。

<本文>

In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to exempt from customs duties, internal taxes and any other charges imposed in the People's Republic of China on the articles referred to in III above.

<覚書> (Minutes 6.)

As for customs duties, internal taxes and any other charges as referred to in VI 3 of the R/D, the Chinese side expressed that the General Office of the State Family Planning Commission of the People's Republic of China is prepared to pay all the items mentioned above if necessity arises during the period of implementation of the Project.

6月22日 外務省より大使館への回答

○20日付の案は、本省としては受け入れられない。原案維持されたい。もし不可能な場合、プロジェクト実施を当面凍結することも止むを得ない。

(理由)

①今までに技術協力・無償資金協力等のため、E/Nなどの記載につき中国側と協議し、前例を積み重ねてきて、免税条項に関し、記載方式が固まったものと理解していたが、再度このために多大な労力を費すこととなり、誠に残念である。

②実際上免税になるとはいえ、我が国国民の税金により無償供与する機材に、文言上先方政府が課税する表現をとることは、国会に対し説明がつかない。

日 本 側	中 国 側
<p>③中国側対案及び関税法を検討した結果、「法律及び規則に従った」場合、条文上、外国政府による無償供与機材について免税となることが読めず、免税を確保する根拠として極めて不安定である。</p> <p>又、覚書に中国側負担を記載することは、本件に関する1つの妥協案であるが、中日友好病院の前例を変更して再交渉することとなり、今後も同様の交渉が必要となる恐れがある。</p> <p>④他国の例をみると、インドネシアのような例外があるものの、無償資金協力などのE/N等においては、相手国の「法律及び規則に従い」という文言はなく、原案の線で統一的に実施しているので、対中国の無償援助・協力の例外を設けることは、各国の統一パターンに悪影響を及ぼす可能性がある。</p>	
<p>6月23日 大使館、計画生育委と協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○免税条項は、状況が変化しても、免税が保証され、長期安定的な経済協力関係を確立・増進する上でも問題が生じないようにする必要がある。</li> <li>○「中国の法律及び規則に従い」となると免税の可否について、一件毎に関税当局の裁量に委ねることとなり、譲れない。</li> <li>○中国側が、これまで修正案を提示されたことに対し、その労を多とする。日本側としても、他の点で譲れるところは譲っている（機材の修理など）。中日友好病院の際には、中国側と協議を重ね、今回の案としたので、重要と考えており、修正していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在、法律・規則の整備中であり、状況が変化し、中日友好病院の例は、その当時の状況で署名したものであり、又今後ともその案文で統一するとは約束していない。</li> <li>○文案中、「申請」としていたのを「免税手続きを行なう」と変え、免税ということを明記している。</li> <li>○「法律及び規則に従う」という点は、譲れない。</li> <li>○中国側は、今まで数度修正案を出したが、日本側は、一字一句変更しない。</li> </ul> <p>修正案でも提出されれば関係方面への説明できるが、現状では動きがとれない。</p>
<p>6月24日 中国側提案に関する〔大使館〕見解→〔外務省〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○免税の手続きの実態に即して免税を明確に保証しつつ考えたギリギリの妥協案と思料される。</li> <li>○「中国政府」を主語とした記載ぶりではなく、他の無償案件E/N等への波及はくい止められる。</li> <li>○中国側の熱意は充分うかがえ、ここで日本側が原案を一字一句変えられない態度をとることは、今後悪影</li> </ul>	<p>&lt;中国側修正案(3)&gt;</p> <p>Customs duties, internal taxes and any other charges in the People's Republic of China on the articles referred to in III above shall be exempted through the certification by the authorities concerned of the People's Republic of China. The procedures of the exemption shall be completed by the responsible authority of the People's Republic of China.</p>

日 本 側	中 国 側
<p>響を与えるであろう。</p> <p>○よって、中国側修正案(3)を前向きに検討されたい。</p>	<p>○本件は、趙首相の訪日後、日教をおかず交渉が行なわれたものであり、中国政府としては、円滑に署名が達成されることを切に願っていることを前提として提案する。</p>
<p>6月25日 第5回会談 プロジェクト協力計画について</p>	<p>6月25日 修正案(4)ー24日の案を整理したもの</p> <p>The authorities concerned of the People's Republic of China shall take measures, as approved by the competent authorities of the People's Republic of China, to exempt from customs duties, internal taxes and any other charges in the People's Republic of China on the articles referred to in III above.</p>
<p>6月26日 外務省の修正案→大使館へ通報</p> <p>○中国側の修正案の「関税主管当局の批准」の表現は、場合によっては免税とならないことも生ずることが考えられ、免税の保証となっていない。</p> <p>また "Competent authorities" と "authorities concerned" との二通りの文言があり、同一条項に類似の表現を用いることは誤解を生ずる恐れあり。</p> <p>○このような問題点あるも、中国側修正案は、免税を保証するとのことを示してきたことは前進であり、評価する。しかしながら、上述のような不明確な点が残されているので、中国案をベースに代替案を作成したので、説明の上、同意をとりつけられたい。</p> <p>○日中間の技術協力関係の円滑な進展のため、本件に限り、敢えて妥協案を提示するものであり、従って、有償、無償の資金協力のE/N等の免税条項に波及させないことを先方に確認しておく必要あり。</p> <p>○尚、あくまでも交渉は、この英文案をベースにし、それに基づいて日・中文を作成されたい。</p>	

日 本 側	中 国 側
<p>Customs duties, internal taxes and any other charges which may be imposed in the People's Republic of China on the articles referred to in III above shall be exempted.</p> <p>The procedures for the exemption to be approved by the Government of the People's Republic of China will be take by the authorities concerned of the People's Republic of China.</p> <p><u>6月26日 第6回会談</u>  (24日の中国側修正案に対する回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 日本側修正案を提示する。</li> <li>◦ 本案は、中国の内部事情、真意を充分考えた上での案文であり、本件解決のための特別の措置である。</li> <li>◦ 日本文を提示。</li> </ul> <p><u>6月28日 第7回会談</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ already 以下を分けて、2つの文にできるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 英文を、中文に翻訳してよく検討するので、日本文の翻訳案をいただきたい。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 日本側案の検討の結果、我が方の対案(5)を提示する。これは、中国政府の最終案である。</li> </ul> <p>Customs duties, internal taxes and any other charges which may be imposed in the People's Republic of China on the articles referred to in III above shall be exempted, as already approved by the competent authorities of the People's Republic of China. The measures for the exemption will be taken by the authorities concerned of the People's Republic of China.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 全体を3つの文にすればよいと考える。</li> </ul> <p>Customs duties, internal taxes and any other charges in the People's Republic of China on the articles referred to in III above shall be exempted.</p> <p>The exemption has been approved by the competent authorities of the People's Republic of China.</p> <p>The measures for the exemption will be taken by the authorities concerned of the People's Republic of China.</p>



日 本 側	中 国 側
<p>6月28日 事務レベル折衝</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦中国側対案は、日本側案に極めて近いが、日本側案でよいであろう。</li> </ul> <p>6月28日 中国側案に対する大使館見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦中国側案では、中文と日本文・英文とは、若干の差異があるが、本質的なものではなく、中国側の立場からは、中文の修正はこれ以上無理であり、中国側案は妥協できるギリギリの線と史料される。</li> </ul>	<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦measuresに直したのは、日本側がこのことばにこだわったので、このことばにした。</li> <li>◦authoritiesの複数の意味は、関係機関を全体的にとらえている意味であるが、単数形でもよい。</li> <li>◦この回答は、関係当局の考えであり、このプロジェクトに関してのみであり、他に波及させない。</li> <li>◦免税については、関税当局の所管であり、この時点で免税することを決定した。</li> </ul> <p>The exemption の文を挿入したのは、日本側が免税の保証・担保を求めているので、前もって税関が保証した証拠として、挿入したものであり、中国の主権を明確にするためにも、この文を削除することはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦the Governmentは國務院を表すため使いたくなく、又competent authoritiesとauthorities concernedとを区別するため、日本側案の第2文を次のように変更したら、了承されるか。</li> </ul> <p>..... The measures for the exemption to be approved by the authorities competent for the tax affairs of the People's Republic of China will be taken by the authorities concerned of the People's Republic of China.</p>

日 本 側	中 国 側
<p>6月29日 外務省の最終結論→大使館へ通告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦英文案は、the authorities competentを修辭上の理由から、the competent anthomitiesに修正することを条件に合意する。</li> </ul> <p>Customs duties, internal taxes and any other charges which may be imposed in the People's Republic of China on the articles referred to in III above shall be exempted. The procedures for the exemption to be approved by the competent authorities for tax affairs of the People's Republic of China will be taken by the authorities concerned of the People's Republic of China.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦中文案は、内容的に英文と大巾に異なるため不適當。英文に即した中文の対案を提示するので、これにより協議されたい。</li> <li>◦中国側が、英文案に同意しつつも、中文案に固執するならば、内容が大巾に異なる2つのR/D(英・中文)に署名はできないので、英文のみの署名で本件協力を開始することとしたい。</li> <li>◦R/Dの署名に至った場合には、他プロジェクトの波及を止めるため、覚書に1項を追加し、「本件に係る免税条項は、他の対中国協力案件の例とはしない」旨、明記されたい。</li> <li>◦中国側が英文のみの署名ができないと主張するならば誠に遺憾ながら、署名は断念すべし。</li> </ul>	
<p>6月29日 第8回会談(合意に至らず)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦中文案を変えることができるか。</li> <li>◦もし変えられない場合、英文のみ署名して、プロジェクト協力を開始できるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦日本側のいう免税の確保について、中国側は、上部機関と協議し、その保証を明記した。但し、これは中国の主権の問題であるので、表現には厳密さが要求され、我が方中文案の表現となっている。よって、國務院の指示による中文の表現は変えられない。</li> <li>◦英文案は、中文案をもとにして提案したものであり、英文案に合意するならば、中文案にも合意・署名できるはずである。</li> </ul> <p>中文は、中国の表現方法で、日本文は日本の表現方法</p>

日 本 側	中 国 側
<p>◦日本側の意向を充分国務院に伝えて、検討願う。</p> <p>◎中文案（対案）  「对于上述第三条所列機器設備可能在中華人民共和國国内征收的関税、国内税及其它税予以免征。經中華人民共和國稅務主管当局批准免征的手続由中華人民共和國有關当局協理。」</p>	<p>とするのは当然であり、英文は、日本側の希望をすべてとり入れたものである。よって、英文の表現には合意するが、中文も同時に署名するのであれば署名できない。</p> <p>◦中国側の意向を東京に持ち帰り、再検討願う。</p> <p>◎中文案  「对于上述第三条所列機器設備在中華人民共和國国内的関税、国内税及其它税金業經中華人民共和國主管当局批准予以免征、免征手続由中華人民共和國有關当局負責協理。」</p>

### 3. 第2次実施協議調査結果

以上述べてきたように、討議々事録(R/D)に関する第1次実施協議調査団と中国側との協議は、調査団の帰国日程を4日間延長し、前後8回にわたる会談を実施したにもかかわらず日中間に合意がならなかった。第1次調査団帰国後、暫時冷却期間をおく形となり、その間に日中双方とも、それぞれ内部協議をすすめ、1982年9月頃から在中国日本使館を通じ、中国側計画生育委員会と交渉することとなった。

この再交渉にあたっては、日中双方とも前回の協議の反省を踏まえ、「免税条項」に関し下記のような基本方針で協議に臨んだ。

中国側 (1) 国務院はすでに結論を出しており免税とすることを認めている。

(2) 税関当局、科学技術委員会等の関係機関と協議の結果、今後の技術協力の類似の問題はすべて同じパターンで解決できるよう考慮する。

(3) R/Dの表現については、日本側案をベースにして、内容を動かさず簡単にする。

日本側 (1) 中国側が、中国側案に固執する場合には、中国政府により実質的な免税措置が確保されるものであるならば、最終的に中国側修正案に応ずることもやむを得ない。

(2) 表現ぶりを簡潔にすることに異存はないが、R/D全体の表現ぶりと平仄を合わせる観点から、また本件技術協力のもとで供与される機材等に関する免税措置は中国側関係当局の責任において確保される旨明確にする。

このような基本方針により日中間で交渉が開始され、つぎの日本側の免税条項案に対し、中国側も基本方針にもとづく対案を提示した。

#### 日本側案

The authorities concerned of the Government of the People's Republic of China will meet the charges of customs duties, internal taxes and other fiscal levies imposed in the People's Republic of China on the articles referred to in III above.

#### 中国側案

The authorities concerned of the People's Republic of China will meet the charges of customs duties, internal taxes and other fiscal levies imposed on the articles referred to in III above.

日中双方の案がそろったところで、それぞれの基本方針に基づき、日中間で協議を進めた結果、1982年10月末には最終的に合意する見込みとなり、中国側からの北京において署名式を実施することとしたいという要請を受け、1982年11月に派遣された第2次調査団と計画生育委員会との間で最終協議（通算第9回目の会談）を行ない、つぎのとおりで、1982年6月以来懸案となっていた「免税条項」について、日中双方での最終合意を確認した。

「免税条項」最終合意文案

The authorities concerned of the Government of the People's Republic of China will meet the charges of customs duties, internal taxes and other fiscal levies imposed in the People's Republic of China on the articles referred to in III above.

上述の第9回会談での最終確認を受け、R/D案文の署名日の変更など若干の訂正をした上で、1982年11月15日に人民大会堂山東省の間において、在中国日本大使館瀬木公使、国家計画生育委員会李副主任など日中両国関係者の立会いのもと、日本側代表第2次実施協議調査団団長、国際協力事業団長谷川理事および中国側代表国家計画生育委員会弁公庁梁主任の両代表により、中国家族計画プロジェクト協力実施の基礎となる討議々事録（R/D）に署名された。

#### 4. 国家計画生育委員会副主任表敬について

(1) 日 時 1982年6月17日 14時05分—15時20分

(2) 場 所 国家計画生育委員会第2号館211号室

(3) 出席者 日本側：調査団5名、八島所長

中国側：李宗権副主任、干旺弁公庁主任、馬利中他

#### (4) 会談内容

(長谷川) 訪中にあたつての謝意を表します。午前中、第1回会談を持ちましたが、話し合いがつき、討議々事録(R/D)の署名に達し、本件プロジェクト協力が発足することを希望します。謝々。

(李) 調査団の来訪に対し、感謝します。中日国交10周年にもあたり、喜ばしい。日本の人口、家族計画は順調に進んでいます。会談の中で、むずかしい問題あるでしょうが、お互いに誠意をもって、最後に解決できるでしょう。中日友好の流れはつづきます。ありがとうございます。

(平賀) 免税問題で、干旺先生は困っています。よろしくお願いします。中日友好病院のときと同じです。先生は有力者でもあり、関係当局にも話をつけてもらいたい。

(李) むずかしい。時期も異なる。個人的判断ではどうにもできない。意見を異にするのは、正常な姿である。

(長谷川) 早く解決して、ゆっくりしたい。

(李) とりあえず、のんびりして下さい。そのあとで署名はできます。前途は明るい。

(長谷川) 李先生は、日本へ訪問されたはずですが。

(李) 3年前に、中日友好病院の件で招かれました。日本医師会の武見会長ともお会いしました。会長は交代されたそうですね。桜の花が印象に残っています。

(村松) ちょっとおたずねしますが、現在、衛生部で一番の課題となっているのは何ですか。

(李) 3つあります。方針です。第1に、都市と農村との格差をいかに是正するかです。農村人口は、全体の80%以上ですから。第2としては、治療と予防の問題です。予防を第1に考えています。第3の方針は、西洋の医薬と、漢方医薬をいかに結びつけるかという点です。

(村松) 第2の課題について、予防がおくれているとのことですが、予防医学の具体案はどのようなになっていますか。

(李) 8億人といわれる農村の飲料水が問題となっています。2億人が水道水を利用していますが、他は表流水などを利用せざるを得ない状態です。なお、都市人口はおよそ3億人と考えられます。他の問題は、人糞の処理の問題です。肥料に使われていますが、糞のガス化(メ

タン)など、バイオマスについて考えています。

(村松) 日本でも、戦後まで人糞を利用していました。堆肥として利用された。現在はすべて化学肥料ですが、使いすぎの反省もあります。

(李) また燃料も足りません。そこでバイオマス化すすめています。

(村松) タイのプミポン国王も、バイオマスなどに力を注いでいられます。

(李) 農村での予防医学についてくりかえしますと、水の管理と糞便の管理がもんだいです。

(村松) 計画生育面ではいかがでしょうか。課題など。

(李) 1つの大きな問題は、2000年までに人口を12億に抑制する目標を達成することです。政策一上からの施策と、下からの自発性を結びつけ、人民の幸福を達成するため、宣伝・教育に力を入れています。内容としては、例えば、解放直後は、各人3ムーの土地を所有している計算でしたが、現在は各人当たり1.5ムーのみ。また、各人当りの食糧は700斤(350kg)ぐらいでしたが、現在は600斤(300kg)ぐらいになってしまう。このようなことを人口増加に伴ない低下し、将来が心配であるというようなことを宣伝教育し、これにより人民の自発性を活発化させることとしています。

(村松) 今まで出生率は低下したが、結婚期、適令期の階層が増えていると考えられますが、これに対する対応は、いかがでしょうか。

(李) 1957年-1958年そして1963年-1964年にかけて、ベビーブームだったのですが、それが現在結婚、生産年令期になっています。1990年までピークがつづくと考えられます。婚姻法では、晩婚を奨励していますが、農村では、農業生産責任制をとっていることもあり、むずかしい問題です。

(平賀) 自留地と人口の問題について、どうお考えですか。

(李) 農村では、男の子を生んで、自分たちで自留地を耕作したがる、収入がよくなるからですが、傾向にあります。農業生産責任制を導入してから、労働力需要は30パーセントあがっているためもあります。

(八島) 機械化、機械の導入は、子供より機械の考えの導入は、いかがですか。

(李) それはちょっとむずかしい。東北地方では、アメリカの援助で機械化をやっており、収量は1人当たり900kgもあがっている例もありますが、失業問題あつてむずかしい問題です。

(村松) 日本に来られたら、ロボット化の実体を見ると参考になるでしょう。ロボットもすべて名前をもっており、ロボットに命名しています。

(李) 橋本議員が首相に会われた時、人口問題が話題にあがりました。日本は老令化問題、中国は人口抑制の問題。

(平賀) センサスのスケジュールはどうなっていますか。

(李) 1982年、この7月1日午前零時の時点での調査です。具体的な数字が出るにはデー

ター処理もあり、時間がかかるでしょう。500万人の調査員がやっています。3人一組でやっています。

(長谷川) 人民公社のみで500万人ですか。調査員は、生産隊を単位、調査範囲としているのですか。

(李) 数字をあげますと、人民公社は約5万、生産大隊70-80万、生産隊約500万ありまして、各生産隊には最低でも1人の統計調査員がいます。

(村松) 人口調査の具体的な方法はどうなっていますか。インタビュー方式、それとも各自に記入させる方法ですか。

(李) 500万人の調査員は、養成・訓練しました。調査方法は、各家庭なりを訪問して、インタビューする方法をとっていますが、家族の代表が、調査員を訪れ、記入するケースもあります。家族の各自が、自分で記入することはありません。

(村松) 500万人の訓練は大がかりで大変だったことでしょうか。

(李) まず中央レベルで訓練を実施し、その訓練を受けたものが、省レベルで訓練を実施し、その後県、人民公社など順々に訓練し、郷レベルまで訓練をしたものです。

(八島) つぎのスケジュールがありますので、このあたりで失礼いたします。

(長谷川) ありがとうございます。



## 5. 科学技術委員会外事局長表敬について

(1) 日 時 1982年6月17日 15時47分-16時59分

(2) 場 所 科学技術委員会3-48号室

(3) 出席者 日本側：調査団5名、八島所長

中国側：陳冰外事局長、田兵日本処長、李纓職員、馬利中氏

### (4) 会談内容

(長谷川) 調査団の訪中については、種々のご配慮ありがとうございました。

(陳) 計画生育調査団として3度目のチーム、歓迎いたします。このプロジェクトは非常に意義あるものと了解しています。わが国の人口はおよそ9億といわれていますが、7月1日のセンサス実施ではっきりするでしょう。私はもっと多いと考えます。そのため計画生育は非常に大事であります。中国は人口抑制政策をとっています。本調査団の来訪で、両国の関係をもっと高めることができると考えています。科学技術委員会としては、非常に興味をもっていますので、むずかしい問題あれば進んで協力します。

国際協力事業団との協力がいくつか実施されていますが、すべてスムーズに進んでいます。これもうまくゆくと確信しています。この計画生育プロジェクトは、特別な意義をもっています。多方面に関係します。うまくゆけば中国人民からも歓迎され、中国人民の友好に貢献することでしょう。日本から学ぶことも多いです。

(長谷川) 午前の会談で残された問題があります。討議々事録(R/D)の中の機材に関する「免税」の問題です。この点については、中日友好病院プロジェクトの時も同じであって、R/Dの中に明記しました。国際協力事業団は100以上のプロジェクト協力を実施しており、全部のR/Dについてこの文言をいれています。機材の供与も技術協力の一環として無償の供与となります。つまり、日本国民の税金から出すこととなります。それが中国の内部で関税が課せられることは、国民感情からしても問題が生じよう。また感情だけでなく、課税となれば、プロジェクトの運営にも支障が出ることも考えられる。われわれは、このプロジェクトが友好の具現化であり、有効なものとなるよう、その実現を望んでいます。したがって、日本側としては、是非ともR/D本文に免税項目をいれたいと考えています。計画生育委員会は、関税当局との関係から、困難であると申しております。日本側としては、中国側の主張について検討し、協議し、免税項目をいれることを強調しました。以上が、この問題の争点です。謝々。

(陳) 1つのプロジェクトの実施については、多少の困難にあたるものです。しかし話し合いで解決されるものです。機材供与は、日本人民の中国人民への贈り物、このことは理解できます。理解だけでなく、感謝の意を表したい。機材供与、研修員、専門家の派遣などの方法は、よいと思

います。免税については、個人の見解を述べます。計画生育に対する機材の無償援助は、当然免税である。実際的には解決されている。わが国の税関としての法律もあり、それを尊重しなければならない。文言の問題は追及せず、実質的なことを考えた方がよい。どの国でもたくさん法律があります。わが方計画生育委員会もすでに何回も協議しており、法律問題でもあり、変えられない。調査団の午前の協議、免税の問題は解決している。関税当局は賛成していないが、科学技術委員会としても話をつけます。解決できるかどうか不明確であるが。ただし、実際上は免税となることから、R/Dの署名をする方法もある。

(長谷川) 計画生育委員会の干旺先生からも同様の説明を聞きました。それに対し、2つの問題を提起しました。

1) 日本の協力プロジェクトのR/Dについてはすべて免税条項をいれています。もし、このプロジェクトにいれないと、唯一の例外となります。このことは、必ず中国における、また他国におけるプロジェクトのR/Dの先例となることを意味します。一般的に、年次協議として検討されることはあるにせよ、個別プロジェクトの件では適当ではないでしょう。

2) 先生が云われました、実際上免税となることは、現状ではまちがいないと思います。しかし、将来、中国の政策の変化、人事異動などで、変らない保証はない。R/Dは、先生もご存じのとおり、条約・協定に準ずる効力をもちます。もし、免税の条項がなくなれば、R/Dはそのまま運用され、一人歩きすることも想起されます。中国の方々が云われることは、守られるであろうが、法律的には、どうかという問題があります。将来、何らかの事情により免税とならなくなった場合、プロジェクトの運営に支障もでる恐れがあります。したがって、日本側としては中国側の再検討をお願いしたい。先生のご努力をお願いします。謝々。

(陳) 免税については、すべてとり決めていきます。将来変ることはありません。中国側としては、友好的な日本に対し、決まったことについて変更することは、多分ないでしょう。信頼していただきたい。中国の趙首相は、訪日したばかりです。10年間の国交回復についても見直し、高く評価しています。鈴木総理も訪中することになっています。第2次の10年を迎えようとしています。

条項について、いれないことでも、将来への影響はないと考えます。現在実施しているプロジェクトは、友好を基本としています。方針が変ることはありません。心配は無用です。今まで中国は、諸外国と協定など結んだが、みな同じとは限りません。対する国により異なっています。ただし、すべて友好に基づいて、締結しています。長谷川先生はいつまで中国にご滞在ですか。

(長谷川) 26日まで予定しています。

(陳) 26日まではまだ時間もありますので、それまでに解決できることでしょう。われわれも、日本政府・人民の感情を理解しますが、中国側の事情も考慮願いたい。午前の会談は、最

初のものであり、みな英知を集め解決することとしましょう。

(長谷川) 先生のお話をうかがい心強く思いました。中国国民の友好の気持、約束を守る民族性については、よく理解しています。それを保証するのが、免税条項をいれて、一挙に解決することではないでしょうか。

(八島) 卒直に云って、この問題は、中日友好病院のほかすでにR/D2つあり、チームとしてもこのままでは帰れない。大きな問題であり、科学技術委員会が大使館などと協議すべきことだと考えられる。個別の問題として取りあげられない。そのために年次協議もあります。個別チームに責任を負わせられる問題ではないと思います。

(陳) この件については、時間もまだありますので、話し合っ解決いたしたい。当方としても、関税当局と再度協議したい。ただし、簡単に意見は変わらないであろうが、努力します。全体の問題でもあります。

(平賀) 関税当局の人を、会議に参加するとかいう方法はできますか。

(陳) 非常によい提案と考えます。話をしてみましょう。

(平賀) ただし、先生の責任であるので、先生が解決にご努力願いたい。

(八島) 経過措置として考えられません。

(陳) 予告の時間が必要です。長谷川先生の意見については、前向きにとりくみます。われわれも、国際協力事業団との関係を発展させたい。いろいろな問題は話し合いで解決できるでしょう。

(田) 補足しますと、科学技術委員会としては、すべてのプロジェクトの責任をもっていますが、このような問題は関係部局と協議が必要です。当方は窓口としてプロジェクトの選定などをしてはいますが、実施は各部局の責任となっています。計画生育は、計画生育委員会、病院は衛生部というように。

(長谷川) 謝々。明日以降も十分に話し合いたいと考えています。

## 6. 宣伝教育センター等視察結果

### 6.1. 北京宣伝教育センター

- (1) 視察日 1982年6月19日
- (2) 視察者 長谷川団長、薩摩林、田辺両団員(馬利中氏同行)
- (3) 応対者 谷秀波氏、李蘇仁氏

#### (4) センター概要

本センターは、北京市の中央部に位置する中山公園の一角にあり、1979年設立されたものである。職員数は101人。業務としては、計画生育委員会宣伝教育処の指導のもと、(イ)全国農村向け、計画生育のためのテレビ用、映画用の作品の製作、(ロ)ポスター、パンフレット、ちらし類の製作、(ハ)末端組織の幹部の教育・訓練、(ニ)外事関係の業務、(ホ)啓蒙用展示館の運営および各種展示会の開催などが主なものである。本センターの管轄地域は、東北地方を中心とした15の省となっている。上海および成都のサブセンターに対する指導は直接的には実施しておらず、年1回全国会議を開催して、宣伝教育の計画について協議している。

センターの設備・機器については、P O 4プロジェクト - 中国政府とUNFPAとの協力によるプロジェクトにより、1980年3月から4年間の計画により、電子編集機、フィルム編集機などほぼ整備されつつあり、日本からの援助があれば整備完了できるとのこと。このP O 4プロジェクトに係る経費については、UNFPAから800万ドル、中国政府から800万ドルの計1,600万ドルが計上されており、1,000台のスライドプロジェクターを1,000県に各1台、広報車60台を関係機関、各省に配布済みとのこと。

本センターで製作した作品は、センター自身が広報車を用いて使用したりする他、計画生育委員会宣伝教育処の計画により関税機関へ配布している。

センター建物については、現在のものは借用しており、現在、日本政府の援助により建設中の中日友好病院の西側に建設中とのことであるが、併設されている展示館は、立地条件のよい現在の場所に残す予定とのこと。

なお、宣伝教育の方法については、スライドも人気をよんでいるが、映画・テレビフィルムの評判がよい。特に映画については、映写機の普及率がかなり高いため - 人民公社はすべて所有しており、大きな生産大隊も大体所有している - ハードはともかく、ソフト面、フィルム製作技術、フィルムの内容の質的向上が当面の課題となっているとのことであった。

## 6.2. 成都宣伝教育サブセンター

- (1) 視察日時 1982年6月21日
- (2) 視察者 調査団5名(杜祥金副処長、馬利中氏、八島所長同行)
- (3) 応対者 王主任、万長文副主任、黄仲実副主任他2名
- (4) 主任によるセンター概要説明

1980年3月設立される。現在は、中国人民解放軍三九五二七部隊第一招待所の施設の一部を借用しているが、成都市内にセンターを、総工費91万ドルで建設中であり、官舎(計2,400㎡)は6階建てで36世帯収容可能な棟が4棟と附属食堂の建物から成っており、これらは完成済みで、職員の大部分が人居済みである。センター本館は9階建て、基礎工事が完了しており、受構者用の寄宿舍は5階建て90室で、約50%が完了している。(全体完工予定1984年)。

組織は、主任、副主任3名の下に、計画企画科、番組製作科、宣伝・評価科そして行政・庶務科の4科が置かれている。職員数は50人で、主任1名、副主任3名、技師4名、技師補1名、番組担当7名、その他となっている。

本サブセンターの管轄地域は、四川省を中心に広東省、雲南省、チベット自治区、貴州省、湖南省、湖北省広西壮族自治区の8省自治区で、およそ3億の人口を有する地域であるが、四川省を除く他省・自治区に対しては間接的な指導をしているにすぎず、四川省全212県に対してのみ直接的指導をしている。

センターの業務としては、北京のセンターと同じく、映画、テレビ映画、スライド、テープ(声のみ - ラジオ用)などの視聴覚用のものと、ポスター、パンフレット、マッチ等の生活物資などの宣伝用のものの製作・配布と、宣伝教育の訓練セミナー開催や、展示会の開催、そして広報車による広報活動が主なものとなっている。

実績としては、ポスター9種、パンフレットとカレンダー7種、生活物資(マッチ、扇)2種それぞれ製作し、ポスターとカレンダー、パンフレット類は合計230万コピーをつくり配布した。生活物資の配布は、主に四川省向け。テレビ番組は、2年間で42種製作し、現在はニュース番組も含み6種製作している。テレビ番組は今までに40コピーつくっている。映画番組は、計画生育の技術や記録など4種製作し、2,700コピーを製作している。テープは、5時間物もある。製作内容は、ほとんどが農村向のものである。

セミナーは、過去2年間に7回開催され、各地区の幹部347名が参加し、技術、基礎的理論、番組製作、機器操作などについて受講している。これら幹部が、それぞれの下部組織を訓練するシステムとなっている。

展示会は、1981年に1回開催し、主に成都市内の人たち5,000人近くが参観した。  
現在は、農村で開催している。

広報車による活動は、1982年1月に3台が導入されて以来、つづけられている。

設備、機器については、UNFPAの援助15万ドル分により、整備されつつあり、1981年には省計画生育委員会を通じ、新しいスライド・プロジェクター100台を入手した。これらのプロジェクターは、農村部で用いられており、今までにスライドにより宣伝教育を受けたものは、約300万人にのぼる。スライドは、主に映画上映の前に、上映されるシステムとなっている。

(5) 調査団質疑(Q)とサブセンター主任の応答(A)

Q 今後の計画、方針は?

- A 1) 作品製作の強化(映画、テレビ番組)ポスターなどの大量生産。  
2) 幹部の養成(地区と県)の強化。  
3) 作品の内容として、農村に重点をおいている。作品には、農民向けのものと宣伝教育従事者向けの2種類あり。

Q 2年間の経験から、有効と考えられる方法は?

A 従来はクチコミで広められる形であったが、新しい方法—映画、テレビを導入した。これらは人気も上々であり、クチコミより効果あるようだ。

Q テープの使い方は? 有線放送またはラジオによるのか。

A 視覚に訴える方がよいと考える。有線放送はある。ただし、映画、テレビはよいと思うが、テレビ受像機の普及率はまだ低く、都市部で70%、農村部では20%と低く、また四川省内でテレビ放送受信不可能な地域が20%もある。

Q UNFPAからのスライド・プロジェクターの配布は県へ?

A センターへ100台配布されたのみで、全県には配布されていない。ただし、文化部関係機関には、各県1台ずつ所有しているが、計画生育のためには使えない。必要数は、四川省だけでも、18地区、212県、公社など県以下の組織は10,000程の数にのぼるので、かなりな数となる。

Q 1台のスライド・プロジェクターで広い地域をカバーするのは不十分ではないのか。

A 県の下部機構には、電影隊(放映隊)がある。約7,000。中国産のスライド・プロジェクターをもっており、映画会の前に上映している。

Q 300万人が見た?

A UNFPA援助による100台のプロジェクターでの数。

Q 日本が供与する予定のプロジェクターは1県1台を配布する予定とされているが、実際の

使われ方は？

A 文化部管轄の活動にはすでにあるが、計画生育関係にないため、強化できる。UNFPAの100台は、県の計画生育委員会が利用している。目的は、末端組織の幹部の訓練用と、県の巡回スライド上映チーム用である。製作には、使用されてなく、上映用のみ。

Q サブ・センター（分中心）のサブ（分）の意味は？

A 北京のセンターの位置付けは、サブ・センターの技術指導をするということになっているが、現実にはまだそこまで実行されていない。

Q 宣伝教育の内容は？技術的なものと、政策 — 1人子政策とは、内容も異ってくると思うが。またその比率は？

A 人口理論、1人子政策の内容がほとんどであったが、最近は「優育優生」を重要視している。

Q 計 生育の重要性の認識は？

A 充分承知している。

Q セミナーの347人の内訳は？

A 主に広報車のとりあつかい、利用法について。

Q 経費は？

A 参加者の所属先が負担。交通費など。

Q 広報車は3台？

A 四川省全体で3台。このセンター専用は1台。残り2台は、成都および重慶の計画生育委員会弁公室が所有している。

Q サブセンターに日本人専門家が派遣されるとしたら、どのような経歴の専門家がよいか。

A 機器の操作・補修。番組製作技術。

### 6.3. 江蘇省計画生育委員会弁公室

- (1) 訪問日 1982年6月24日
- (2) 訪問者 調査団5名(杜祥金副処長、馬利中氏同行)
- (3) 応対者 余孟仁主任、盧宝銘副主任他

#### (4) 主任による活動業務等概要説明

江蘇省は面積は小さいが、人口多い。1981年の人口は6,010万人。計画生育の活動始めてから12～3年となるが、その間の自然増加率の変化は、1970年23.8%、1980年6.25%、1981年9.53%となっている。

人口抑制プログラムは、全面的に発展させなければならない段階であるが、経済の発展と人口抑制をいかに結びつけるかが課題となっており、各部の責任者は努力している。人口抑制の活動の結果を数字で表わすと、1970年-1981年の間に、およそ740万人が抑制されたと推定される(今までの増加率で計算すると生まれていたらと推定される数)。

宣伝教育については、人民の自発性をいかに発揮させるかが課題であり、この分野での委員会の活動内容は、イ)人口と社会・経済発展の関係など人口学知識の普及、特に省全体で約3,000名いる専門の計画生育従事者のなかの幹部養成、ロ)伝統的な古い思想の改革、特に男尊女卑思想の根絶、ハ)計画生育と国家の問題 - 思想問題を広めるなどの課題と取り組んでいる。

現代的視聴覚機材の利用については、映画フィルム、ビデオフィルムなどが主なものであり、また1981年にはUNFPA援助の広報車3台配布されたので、これも大いに活用している。ただし、省内だけでも6,000万人の人口に対し3台のみであり、実際上はまだまだこの種広報車が必要なことは言うまでもない。

省内で実施している避妊方法の実態については、省内の生産年令の女性880万人のうち、計画生育、受胎調節をする必要のあるものは800万人ほどおり、そのうち約94%、およそ750万人が参加している。その方法としては、IUD利用53%、卵管結さく30%、パイプカット6.5%、ピル利用8%、コンドーム利用2.5%となっている。技術指導上の問題点は2つあり、その1つはIUDによる失敗で、その割合はおよそ15%から20%近くになり、2つめの問題は、受胎調節を実施するのが女性の場合がほとんどで、男性の場合の比率が極めて低いことであり、後者については技術協力の必要性が高いと考えられる。

また人口政策と母子保健との関係は、いかに「優育」するかという問題があり、幼稚園や託児所の整備、婦人病の検診制度、子供の健康診断などに努力している。

幹部養成上の問題は、宣伝・管理・技術の各分野の人材をいかに早急に育てるかという点で



ある。計画生育専門職は省全体で3,000人おり、県レベル以上では700人いる。下部レベルでの宣伝分子は100万人近くおり、例えば如東県の人口は106万人で、30万世帯あるが、4世帯に1人の割合で宣伝分子がいる。

また、医学的技術については、各クラスの病院で指導しており、末端でははだしの医者一約6万人いる一が、ピルの使い方などの指導を実施している。その他では、成都の技術研修センターで受講するものもいる。

今後の計画としては、県レベルの計画生育指導所を設置をする予定で、3から5年間で全県に設置される。この指導所では、スライドの作成程度まで実施予定。

(5) 調査団の質疑(Q)と主任の応答(A)

Q この省の県の数は?

A 64県

Q 人口密度は?

A 平方キロ・メートル当り585人となる。

Q 人口増加の今後の見通し、推定は?

A 1960年前後のベビー・ブームで生まれたのが結婚適令期を迎えており、出産期のピークとなっていて、自然増加率11%がここ10年近くつづくと考えられる。一人子政策を提唱しているが、農民に対しては、多少規制もゆるやかであるから。1981年の統計であるが、子供の数からみた家族の割合は、一人子家族72%、二人子21.6%、三人以上の家族6.4%となっている。平均すると、1.3人。

Q 専門職3,000人の内訳は?

A 省、県レベルは700人、人民公社、街道レベルで2,400人となる。兼任職をいれると全体で600万人となる(宣伝分子など含む)。計画生育の組織としては、省に委員会、地区、県、市に弁公室(スタッフは平均10人)、人民公社・街道には弁公室なく、1人の専門職がいるのみ。

Q 県の指導所の詳細は?

A 現在は計画段階。各県に1ヶ所設け、16ミリ、35ミリ映写機各1台、ビデオセット2から3台配布予定。

Q 宣伝分子とは?

A 自発的に申し出る形で活動する。

Q 一人子証を受領した都市と農村の比率は?

A 全体では受領した人は、78%程度。これは「一人子宣言」した人の数。都市の方が率は高く、全体の93%、農村部では75%となっている。

Q 農村と都市での結婚年齢は？

A 婚姻法では、男22才、女20才となっているが、晩婚奨励による適令期は男25才、女23才となっており、この年齢で結婚する割合が大体80%。

Q 出生、死亡率は？

A 出生率は15.38%、死亡率は5.85%、(1981年の数値)。

Q コンドームの利用率が低い理由をどう考えているか。

A 特に農民は嫌っている。面倒とのこと。質が悪いこともある。普及の方向性は、高学歴者ほど使用比率は高く、都市部が使用率のほとんどを占める。

Q 日本からの技術協力を実施する場合、どの分野が必要と考えるか。

A 宣伝教育と幹部訓練。また優生優育の技術面。

#### (6) 副主任による幹部訓練センターの概要説明

幹部訓練センターは、国レベルのもので、1980年3月設置された。これは、UNFPAプログラムの援助の一環で設置したもの。参考までに省レベルの同種のもは、南京のセンターとは直接関係ないが、5省—広東省、河南省、河北省、山東省、吉林省に設置されている。センター幹部は、一部は大卒、中等医学校卒、その他となっている。

訓練コースは、受講者は省レベル、地区レベルの幹部(弁公室の主任と重要な県の弁公室の主任など)であり、1回に200人を集める。期間については、コースにより異なり6ヶ月と10ヶ月とある。方法は、視聴覚を利用した講義、病院での研修、復習、討論などの方法をとっていて、内容は、人口学、人口統計と計画、医学と計画生育の基礎、計画生育の宣伝教育法、計画生育の管理学など。

一般幹部の訓練と合わせ、センター自身講師不足で、約30人ほどの講師が必要とされているうち16人が不足しているため、講師の育成に力をいれている。育成方法は、外国人専門家による訓練、外国への派遣、国内留学(セミナー参加など)などをとっている。また、センターで講義をしつつ、訓練をも受けることも実施している。

センター施設については、建物を建設予定で、設計は完了し、基礎工事開始された段階にある。のべ床面積は11,000平方メートルで、総工費500万元(約6億円)のうち国家予算から370万元、省人民政府から130万元拠出することとなっている。完了予定は1983年で、完工後の1984年から本格的活動を開始する。

なお、センターの図書資料が不足しているので、援助いただけたら幸である。

#### (7) 調査団による質疑(Q)と副主任の応答(A)

Q 訓練の対象、計画は？

A センター完工後、300人、6班を訓練する予定。

Q 外国人専門家の来訪は？

A 1981年に1人、アメリカ国籍の中国人陳博士（人口統計評価専門家）が来中した。  
1982年に、1人か2人集中の予定。

Q 海外留学の実績は？

A 3人がオーストラリアにあるWHOの機関ITTCに学んだ。またこれとは別に、海外考察団を1回派遣した。1982年にもう1チーム派遣する予定。5～6週間で5～6人のメンバー。これはUNFPAの資金援助による。

Q 講師は14人いるとのことであるが専従か。

A 14人はセンター専任講師。そのために雇用されている。専門は、人口学、衛生学など。機材関係は別で、3人の専任がいる。他に南京大学教授など外部からも講師として招いている。また弁公室のスタッフも講義する。

Q PO2プロジェクトとは？

A この訓練プロジェクトのことで、UNFPA-WHOの協力プロジェクトで、1980年から5年間に300人の幹部を養成する計画。

Q 現在は建物ないが、どうしているか。

A ホテルとかを借りている。

Q 経費は？

A 政府が支出。UNFPAは、機材と専門家の派遣、考察団、研修の派遣経費のみ援助している。PO2プロジェクト援助は、182万ドルで、南京のセンターに130万ドル、上述した5省のセンターに各10万ドルずつの割合で、それぞれの約75%が機材供与費。

Q どうしてセンター用地として、ここ南京が選ばれたか。

A 条件があっていた。

#### 6.4. 上海宣伝教育サブセンター

- (1) 視察日 1982年6月25日
- (2) 視察者 調査団5名(杜祥金副処長、馬利中氏同行)
- (3) 対応者 蔣蘊芬主任他

#### (4) 主任の説明概要

センターの管轄地域は、上海特別市と、江蘇省、安徽省、浙江省、江西省、福建省の1市5省。業務としては、各省の宣伝教育幹部の訓練、パンフレット、映画、テレビドラマ、スライド番組などの作成、配布、展覧会の開催などが主なもの。作品は、管轄地域のみでなく、全国向けのものも作成している。

施設としては、現在は中共上海市衛生局党組党校/上海市血吸虫病防治研究所の施設を間借りしているが、総床面積5,100平方メートルの建物を建設中である。新ビルは、10階建て、スタジオ、映写室、展示室、視聴覚教育室、図書室などを含み、錦江飯店の隣接地に工事中。

実績としては、映画作品には、「乳幼児のための授乳・離乳」、「避妊方法」、「ドラマ・幸せの花」などが主なもので、ビデオ番組は10本制作済み。その他スライド作品、テープ作品など作成している。また県レベルの幹部の、計画生育に関する訓練を実施した。

機材はかなり整備されつつあり、1981年には、P O 4プロジェクトによる広報車2台配布されている。

### III. 討議議事録 (R/D) 正文



## 1. 英語正文 (1)

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE  
IMPLEMENTATION SURVEY TEAM AND THE GENERAL OFFICE  
OF THE STATE FAMILY PLANNING COMMISSION OF THE  
PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA ON THE JAPANESE  
TECHNICAL COOPERATION FOR THE FAMILY PLANNING  
PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Masao Hasegawa Executive Director, JICA, visited the People's Republic of China from June 16, 1982 to June 30, 1982 and from November 14, 1982 to November 16, 1982 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Family Planning Project in the People's Republic of China.

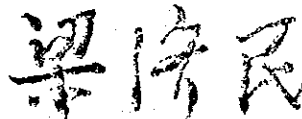
During its stay in the People's Republic of China, the Team exchanged views and had a series of discussions with the General Office of the State Family Planning Commission of the People's Republic of China (hereinafter referred to as "the General Office") in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions the Team and the General Office agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the Attached Document based on the Agreement on Cooperation in the Fields of Science and Technology between the Government of Japan and the Government of the People's Republic of China.

Done in duplicate in Beijing on November 15, 1982, in the Japanese, Chinese and English languages, each text being equally authentic, in case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.



Mr. Masao Hasegawa,  
Head of the Japanese Implementation  
Survey Team



Dr. Liang Jimin,  
Director of the General Office of  
the State Family Planning Commission  
of the People's Republic of China



THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the People's Republic of China will cooperate with each other in implementing the Family Planning Project (hereinafter referred to as "the Project"), for the purpose of strengthening the activities in the field of family planning and thus contributing to the advancement of the welfare of the people in the People's Republic of China.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in Annex II through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The Japanese experts referred to in 1. above and their families will be granted in the People's Republic of China the privileges, exemptions and benefits as listed in Annex III. The Japanese experts, while in service in the People's Republic of China, will be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those granted to the experts of other countries or of other international organizations performing similar missions.

III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the Project as listed in Annex IV through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.

2. The articles referred to in 1. above will become the property of the Government of the People's Republic of China upon being delivered c.i.f. to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.

#### IV. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the Chinese counterpart personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese counterpart personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

#### V. SERVICES OF THE CHINESE COUNTERPART PERSONNEL AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to secure at its own expense necessary services of the Chinese counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex V.
2. As to the Chinese counterpart personnel, the Government of the People's Republic of China will endeavour, through the authorities concerned, to allocate the necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in Annex II, for the effective and successful transfer of technology under the Project.

VI. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA THROUGH AUTHORITIES CONCERNED

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to provide at its own expenses:
  - (1) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI;
  - (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III above;
  - (3) Transportation facilities and traffic fees within city areas for the Japanese experts for the official travel within the People's Republic of China;
  - (4) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.
2. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to meet:
  - (1) Expenses necessary for the transportation within the People's Republic of China of the articles referred to in III above as well as for the insurance, installation, operations and maintenance thereof;
  - (2) All running expenses necessary for the implementation of the Project.
3. The authorities concerned of the Government of the People's Republic of China will meet the charges of customs duties, internal taxes and other fiscal levies imposed in the People's Republic of China on the articles referred to in III above.

VII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel associated with the Project pertaining to

the implementation of the Project, and the Chinese authorities concerned will be responsible for the management and implementation of the Project.

#### VIII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China undertakes through the authorities concerned to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of or otherwise connected with the discharge of their official functions in the People's Republic of China except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

#### IX. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

#### X. EVALUATION

In order to evaluate the achievement of the Project, there will be a general review on the progress of the Tentative Schedule of Implementation in accordance with Annex VII.

#### XI. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from November 15, 1982.

## ANNEX I MASTER PLAN

### 1. Objectives

The Project aims at making efforts to elaborate the publicity and education network for family planning, improving statistics and evaluation and personnel training, and, through these activities, carrying forward technical cooperation between the Government of Japan and the Government of the People's Republic of China.

### 2. Implementation

The General Office undertakes the responsibility for the implementation of the Project.

The Government of Japan will cooperate with the Government of the People's Republic of China through JICA in carrying out the Project by means of dispatch of Japanese experts, acceptance of Chinese counterpart personnel for training in Japan and provision of machinery and equipment.

### 3. Activities

The Project will consist of the following activities:

- (1) Making efforts to elaborate the publicity and education network for family planning in China.
- (2) Improving statistics and evaluation relating to family planning in China.
- (3) Training of Chinese counterpart personnel assigned to the Project.
- (4) Other related activities mutually agreed upon as necessary.

## ANNEX II JAPANESE EXPERTS

Experts in the following fields will be dispatched by the Government of Japan:

- (1) Publicity and education for family planning.
- (2) Statistics and evaluation relating to family planning.
- (3) Other related fields mutually agreed upon as necessary.

ANNEX III. PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS

1. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowance remitted from abroad.
2. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from customs duties in respect of the importation of personal effects by the Japanese experts and their families as well as the importation of machinery and equipments relating to their activities.
3. The Government of the People's Republic of China will provide medical facilities.

ANNEX IV ARTICLES

Machinery, equipment and materials mutually agreed upon as necessary to the Project.

ANNEX V. LIST OF CHINESE STAFF

1. Project Director  
Director of the General Office of the State Family Planning Commission
2. Counterpart personnel to the Experts on
  - (1) Publicity and education for family planning
  - (2) Statistics and evaluation relating to family planning
3. Other personnel mutually agreed upon as necessary

ANNEX VI. LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

The Government of the People's Republic of China will provide the following land, buildings and facilities necessary for carrying out the Project.

- (1) National Center of Publicity & Education for Family Planning, Beijing
- (2) Other land, buildings and facilities mutually agreed upon as necessary

ANNEX VII. EVALUATION

1. In order to secure efficient implementation of the Project, both Governments will review the overall progress of the Tentative Schedule of Implementation as attached hereto together with the Annual Report, and will, upon the result of the review, take necessary measures for the appropriate implementation of the technical cooperation to this Project.
2. Annual Report which will be submitted to JICA by the General Office shall report on the achievement and assessment of Japanese experts and Chinese counterpart personnel as well as on the state of installation and utilization of equipment and materials. A draft implementation plan for the following year shall also be included together with other related matters in the Annual Report.

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION

	1982/83	1983/84	1984/85	1985/86	1986/87
1. Dispatch of Japanese experts:	the following fields concerning to Audio-Visual equipment for education (slide projector); a. operation and maintenance b. technical assistance for producing programs c. content of programs (maternal and child health)	3 - 5 persons in the fields of statistics and evaluation relating to family planning, and others	3 - 5 experts	3 - 5 experts	3 - 5 experts
2. Acceptance of Chinese Personnel in Japan	10 persons	10 persons	10 persons	10 persons	10 persons
3. Supply of equipment and materials	a. Slide copying machine (1 unit) b. Developing Machine (1 unit) c. Slide Projector (1,138 sets) d. Tape Recorder for Slide Projector (1,138 sets) e. Film for slide with chemicals (1,138 sets) f. Frame for slide (150,000 pcs) g. Slide magazine (2,300 pcs) h. Casset tape (60 min.) (5,700 pcs)	a. Micro computer (5 sets) b. Electric calculator (100 sets) c. OHP (1,138 sets) d. Color pencil set for OHP (2,300 sets) e. Roll & Sheet for OHP (2,300 rolls, 23,000 sheets)	a. 16 mm. Film Projector (1,138 sets) b. Film with chemicals		

Note: This schedule is formulated tentatively on the assumption that necessary budget will be acquired by both sides. This schedule is subject to change within the scope of the "Record of Discussions" if necessity arises during the course of implementation of the Project.



THE MINUTES OF MEETING ON THE RECORD OF DISCUSSIONS  
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR THE FAMILY  
PLANNING PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team and the General Office of the State Family Planning Commission of The People's Republic of China have signed the Record of Discussions (hereinafter referred to as "the R/D") on the Japanese technical cooperation for the Family Planning Project.

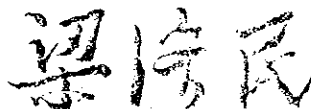
Understandings reached between both sides are recorded in the following in order to clarify some specific matters concerning the provisions in the R/D.

1. Both sides agreed that the term "personal effects" as referred to in Annex III.2. of the R/D includes household effects which may be brought from abroad for personal use by the Japanese experts and their families.
2. Both sides agreed that the term "machinery and equipment relating to their activities" as referred to in Annex III.2. of the R/D includes one motor vehicle per each family which will be used by the Japanese expert and their families.
3. As for the traffic fees as referred to VI. 1. (3) of the R/D, the Japanese side expressed that travelling expense between cities will be borne by the Japanese side.
4. As for the housing accommodations as referred to in VI.1.(4) of the R/D, the Chinese side expressed that they will prepare suitable hotel rooms with charges not exceeding 50 yuan per day, and that in case it is not actually possible to prepare such accommodations the Chinese side will pay the amount exceeding 50 yuan per day.
5. As for the field of Japanese experts as referred to in Annex II(3) of the R/D, the Japanese side expressed its readiness to dispatch, if necessity arises, experts for technical guidance in the field of maintenance of the machinery and equipment provided by the Japanese side.

Beijing, November 15, 1982



Mr. Masao Hasegawa  
Head of the Japanese Implementation  
Survey Team



Dr. Liang Jimin  
Director of the General Office of  
the State Family Planning Commission  
of the People's Republic of China

## 2. 英語正文 (2)

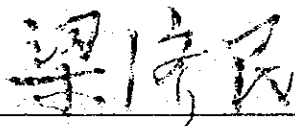
THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE GENERAL OFFICE  
OF THE STATE FAMILY PLANNING COMMISSION OF THE PEOPLE'S  
REPUBLIC OF CHINA AND THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY  
TEAM ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR THE FAMILY  
PLANNING PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Masao Hasegawa, Executive Director, JICA, visited the People's Republic of China from June 16, 1982 to June 30, 1982 and from November 14, 1982 to November 16, 1982 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Family Planning Project in the People's Republic of China.

During its stay in the People's Republic of China, the Team exchanged views and had a series of discussions with the General Office of the State Family Planning Commission of the People's Republic of China (hereinafter referred to as "the General Office") in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the General Office and the Team agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the Attached Document based on the Agreement on Cooperation in the Fields of Science and Technology between the Government of the People's Republic of China and the Government of Japan.

Done in duplicate in Beijing on November 15, 1982, in the Chinese, Japanese and English Languages, each text being equally authentic, in case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.



Dr. Liang Jimin  
Director of the General Office of  
the State Family Planning Commission  
of the People's Republic of China



Mr. Masao Hasegawa  
Head of the Japanese Implementation  
Survey Team

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of the People's Republic of China and the Government of Japan will cooperate with each other in implementing the Family Planning Project (hereinafter referred to as "the Project"), for the purpose of strengthening the activities in the field of family planning and thus contributing to the advancement of the welfare of the people in the People's Republic of China.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in Annex II through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The Japanese experts referred to in 1. above and their families will be granted in the People's Republic of China the privileges, exemptions and benefits as listed in Annex III. The Japanese experts, while in service in the People's Republic of China, will be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those granted to the experts of other countries or of other international organizations performing similar missions.

III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the Project as listed in Annex IV through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.

2. The articles referred to in 1. above will become the property of the Government of the People's Republic of China upon being delivered c.i.f. to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.

#### IV. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the Chinese counterpart personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese counterpart personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

#### V. SERVICES OF THE CHINESE COUNTERPART PERSONNEL AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to secure at its own expense necessary services of the Chinese counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex V.
2. As to the Chinese counterpart personnel, the Government of the People's Republic of China will endeavour, through the authorities concerned, to allocate the necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in Annex II, for the effective and successful transfer of technology under the Project.

VI. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA THROUGH AUTHORITIES CONCERNED

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to provide at its own expenses:
  - (1) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI;
  - (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III above;
  - (3) Transportation facilities and traffic fees within city areas for the Japanese experts for the official travel within the People's Republic of China;
  - (4) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.
2. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to meet:
  - (1) Expenses necessary for the transportation within the People's Republic of China of the articles referred to in III above as well as for the insurance, installation, operations and maintenance thereof;
  - (2) All running expenses necessary for the implementation of the Project.
3. The authorities concerned of the Government of the People's Republic of China will meet the charges of customs duties, internal taxes and other fiscal levies imposed in the People's Republic of China on the articles referred to in III above.

VII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel associated with the Project pertaining to

the implementation of the Project, and the Chinese authorities concerned will be responsible for the management and implementation of the Project.

#### VIII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China undertakes through the authorities concerned to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the People's Republic of China except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

#### IX. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

#### X. EVALUATION

In order to evaluate the achievement of the Project, there will be a general review on the progress of the Tentative Schedule of Implementation in accordance with Annex VII.

#### XI. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from November 15, 1982.

## ANNEX I MASTER PLAN

### 1. Objectives

The Project aims at making efforts to elaborate the publicity and education network for family planning, improving statistics and evaluation and personnel training, and, through these activities, carrying forward technical cooperation between the Government of the People's Republic of China and the Government of Japan.

### 2. Implementation

The General Office undertakes the responsibility for the implementation of the Project.

The Government of Japan will cooperate with the Government of the People's Republic of China through JICA in carrying out the Project by means of dispatch of Japanese experts, acceptance of Chinese counterpart personnel for training in Japan and provision of machinery and equipment.

### 3. Activities

The Project will consist of the following activities:

- (1) Making efforts to elaborate the publicity and education network for family planning in China.
- (2) Improving statistics and evaluation relating to family planning in China.
- (3) Training of Chinese counterpart personnel assigned to the Project.
- (4) Other related activities mutually agreed upon as necessary.

## ANNEX II JAPANESE EXPERTS

Experts in the following fields will be dispatched by the Government of Japan:

- (1) Publicity and education for family planning.
- (2) Statistics and evaluation relating to family planning.
- (3) Other related fields mutually agreed upon as necessary.



ANNEX III. PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS

1. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowance remitted from abroad.
2. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from customs duties in respect of the importation of personal effects by the Japanese experts and their families as well as the importation of machinery and equipments relating to their activities.
3. The Government of the People's Republic of China will provide medical facilities.

ANNEX IV. ARTICLES

Machinery, equipment and materials mutually agreed upon as necessary to the Project.

ANNEX V. LIST OF CHINESE STAFF

1. Project Director  
Director of the General Office of the State Family Planning Commission.
2. Counterpart Personnel to the Experts on:
  - (1) Publicity and education for family planning;
  - (2) Statistics and evaluation relating to family planning.
3. Other personnel mutually agreed upon as necessary.

ANNEX VI. LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

The Government of the People's Republic of China will provide the following land, buildings and facilities necessary for carrying out the Project.

- (1) National Center of Publicity & Education for Family Planning, Beijing
- (2) Other land, buildings and facilities mutually agreed upon as necessary

ANNEX VII. EVALUATION

1. In order to secure efficient implementation of the Project, both Governments will review the overall progress of the Tentative Schedule of Implementation as attached hereto together with the Annual Report, and will, upon the result of the review, take necessary measures for the appropriate implementation of the technical cooperation to this Project.
2. Annual Report: which will be submitted to JICA by the General Office shall report on the achievement and assessment of Japanese experts and Chinese counterpart personnel as well as on the state of installation and utilization of equipment and materials. A draft implementation plan for the following year shall also be included together with other related matters in the Annual Report.

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION

	1982/83	1983/84	1984/85	1985/86	1986/87
1. Dispatch of Japanese Experts	the following fields concerning to Audio-visual equipment for education (slide projector); a. operation and maintenance b. technical assistance for producing programs c. content of programs (maternal and child health)	3 - 5 persons in the field of statistics and evaluation relating to family planning, and others	3 - 5 experts	3 - 5 experts	3 - 5 experts
2. Acceptance of Chinese Personnel in Japan	10 persons	10 persons	10 persons	10 persons	10 persons
3. Supply of equipment and materials	a. Slide copying machine (1 unit) b. Developing Machine (1 unit) c. Slide Projector (1,138 sets) d. Tape Recorder for Slide Projector (1,138 sets) e. Film for slide with chemicals (1,138 sets) f. Frame for slide (150,000 pcs) g. Slide magazine (2,300 pcs) h. Casset tape (60 min.) (5,700 pcs)	a. Micro computer (5 sets) b. Electric calculator (100 sets) c. OHP (1,138 sets) d. Color pencil set for OHP (2,300 sets) e. Roll & Sheet for OHP (2,300 rolls, 23,000 sheets)	a. 16 mm. Film Projector (1,138 sets) b. Film with chemicals		

Note: This schedule is formulated tentatively on the assumption that necessary budget will be acquired by both sides. This schedule is subject to change within the scope of the "Record of Discussions" if necessity arises during the course of implementation of the Project.

THE MINUTES OF MEETING ON THE RECORD OF DISCUSSIONS  
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR THE FAMILY  
PLANNING PROJECT

The General Office of the State Family Planning Commission of the People's Republic of China and the Japanese Implementation Survey Team have signed the Record of Discussions (hereinafter referred to as "the R/D") on the Japanese technical cooperation for the Family Planning Project.

Understandings reached between both sides are recorded in the following in order to clarify some specific matters concerning the provisions in the R/D.

1. Both sides agreed that the term "personal effects" are referred to in Annex III. 2. of the R/D includes household effects which may be brought from abroad for personal use by the Japanese experts and their families.
2. Both sides agreed that the term "machinery and equipment relating to their activities" as referred to in Annex III. 2. of the R/D includes one motor vehicle per each family which will be used by the Japanese experts and their families.
3. As for the traffic fees as referred to VI. 1. (3) of the R/D, the Japanese side expressed that travelling expenses between cities will be borne by the Japanese side.
4. As for the housing accommodations as referred to in VI. 1. (4) of the R/D, the Chinese side expressed that they will prepare suitable hotel rooms with charges not exceeding 50 yuan per day, and that in case it is not actually possible to prepare such accommodations the Chinese side will pay the amount exceeding 50 yuan per day.

5. As for the field of Japanese experts as referred to in Annex II. (3) of the R/D. the Japanese side expressed its readiness to dispatch, if necessity arises, experts for technical guidance in the field of maintenance of the machinery and equipment provided by the Japanese side.

Beijing, November 15, 1982

梁济民

Dr. Liang Jimin  
Director of the General Office of  
the State Family Planning Commission  
of the People's Republic of China

M. Hasegawa

Mr. Masao Hasegawa  
Head of the Japanese Implementation  
Survey Team

### 3. 日 本 語 正 文

家族計画プロジェクトのための技術協力に  
関する日本側実施協議チームと国家計画生  
育委員会弁公庁との討議議事録

国際協力事業団（以下「JICA」という。）が組織し、JICA理事長谷川正男を団長とする日本側実施協議チーム（以下「チーム」という。）は中華人民共和国における家族計画プロジェクトについての技術協力計画の詳細を策定するため、1982年6月16日より1982年6月30日まで及び1982年11月14日より1982年11月16日までの日程をもつて中華人民共和国を訪問した。

中華人民共和国滞在期間中、チームは上記プロジェクトの有効な実施のため両国政府がとるべき必要な措置に関して国家計画生育委員会弁公庁（以下「弁公庁」という。）と意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果、チームと弁公庁はそれぞれの政府に対し、科学技術の分野における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定に立脚した附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

1982年11月15日に北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語による本書2通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本側実施協議チーム団長

中国側国家計画生育委員会弁公庁主任

長谷川正男

梁修民

## 附 属 文 書

### I 両国政府の協力

1. 日本国政府と中華人民共和国政府は、家族計画の分野での活動を改善強化し、以て中華人民共和国国民の福祉の向上に資することを目的として、家族計画プロジェクト（以下「当該プロジェクト」という。）の実施において相互に協力をを行う。
2. 当該プロジェクトは附表Ⅰの基本計画に基づいて実施される。

### II 日本人専門家の派遣

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、日本国の技術協力計画の通常手段により附表Ⅱに掲げる日本人専門家の役務を自己の負担において提供するため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 上記ノ項にいう日本人専門家及びその家族は、中華人民共和国において附表Ⅲに掲げる特権、免除及び便宜を与えられるものとし、日本人専門家は、中華人民共和国において任務遂行中、同様の任務を遂行する他の国又は国際機関の専門家に劣らない特権・免除及び便宜を享受する。

### III 機材供与

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、日本国の技術協力計画の通常手続により附表Ⅳに掲げる当該プロジェクト実施に必要な資機材を自己の負担において供与するため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 上記ノ項にいう機材は、陸揚の港あるいは空港にて中華人民共和国側関係当局へCIF建てにて引渡される時、中華人民共和国政府の財産となる。そして、それらの機材は、附表Ⅱに掲げる日本人専門家との協議をもつて当該プロジェクトの実施のためのみに使用される。

### IV 研修員受入

1. 日本国政府において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、日本国の技術協力計画の通常手続により日本における技術研修のため当該プロジェクトに関係する中国人を自己の負担において受入れるため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 中華人民共和国政府は中国人が日本における技術研修から得た知識及び経験が当該プロジェクト実施のため有効に用いられることを保証するため、関係当局を通じ必要な措置をとる。

### V 中国人カウンターパート及び事務職員の役務

1. 中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、中華人民共和国政府は、附表Ⅴに掲げる中国人カウンターパート及び事務職員の役務を自己の負担において保証するた



め、関係当局を通じ必要な措置をとる。

2. 中国人カウンターパートについて、中華人民共和国政府は、関係当局を通じ附表Ⅱに定められた日本国政府により派遣される個々の日本人専門家に対応する適切な資質の人員を必要数配置し、当該プロジェクトのもとで技術の移転が効果的かつ成功裡に行われるよう努力する。

#### VI 中華人民共和国政府が関係当局を通じてとるべき措置

1. 中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、中華人民共和国政府は、自己の負担において次のものを提供するため、関係当局を通じて必要な措置をとる。

(1) 附表Ⅵに掲げる土地、建物及び付帯施設

(2) 上記Ⅲ条の J I O A を通じて供与される機材以外で、当該プロジェクト実施に必要な機械、装置、器具、車輛、工具、補充部品及びその他の物品の調達もしくは取替

(3) 中華人民共和国内における公務出張にかかわる日本人専門家に対する交通の便宜及び市内交通費

(4) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付住居施設

2. 中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、中華人民共和国政府は、次の経費を負担するため関係当局を通じ必要な措置をとる。

(1) 上記Ⅲ条に掲げる機材の中華人民共和国内における輸送、保険、据付、操作及び維持に必要な経費

(2) 当該プロジェクトの実施に必要な全ての運営費

3. 中華人民共和国政府の関係当局は、上記Ⅲ条に掲げる機材に対し中華人民共和国内において課される関税、国内税及びその他の財政課徴金を負担する。

#### VII プロジェクト管理

日本人専門家は、当該プロジェクトに係る中国人に、当該プロジェクト実施に関する必要な技術的指導及び助言を行う。中華人民共和国側関係当局は、当該プロジェクトに関する運営及び実施について責任を負う。

#### VIII 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、日本人専門家の中華人民共和国内における職務の遂行に起因し、又は、その遂行中に、又は、その遂行に関連して発生する日本人専門家に対する請求事由が生じた場合には、関係当局を通じその請求に関する責任を負う。

但し、日本人専門家の故意又は重大な過失により生ずる責任については、この限りではない。

#### IX 相互協議

両国政府は、本附属文書から生ずる、あるいは本附属文書に関連する主要事項について相互協議を行う。

## X 評価

プロジェクトの達成状況を評価するために、附表Ⅶに基づき、暫定実施計画の進捗状況について総合的検討を行う。

## XI 協力期間

本附属文書に基づく当該プロジェクトの技術協力期間は1982年11月15日より5年間とする。

## 附表Ⅰ

### 基 本 計 画

#### 1. 目 的

本プロジェクトは、中国における家族計画宣伝教育網の整備に努めるとともに、統計・評価および人材養成のレベルの向上を図り、もつて日中両国政府間の技術協力を更に推進することを目的とする。

#### 2. 実 施

弁公庁は当該プロジェクトの実施に責任を負う。

日本国政府は、J E O Aを通じ、日本人専門家の派遣、日本国内での研修のための中国人カウンターパートの受入及び資機材の供与を行うことにより、中華人民共和国政府の当該プロジェクトの実施に協力する。

#### 3. 諸 活 動

当該プロジェクトは次の諸活動より構成される。

- (1) 中国における家族計画の宣伝教育網の整備に努力する。
- (2) 中国における家族計画の分野での統計・評価のレベルを高める。
- (3) 当該プロジェクトに従事する中国人カウンターパートの訓練を行う。
- (4) その他相互の合意による必要な関連活動

## 附表Ⅱ

### 日 本 人 専 門 家

日本国政府は、次の分野の専門家を派遣する。

- (1) 家族計画の宣伝教育
- (2) 家族計画の統計・評価
- (3) その他相互の合意による必要な分野

附表Ⅰ

特権、免除及び便宜

1. 中華人民共和国政府は、海外から送金される報酬に対して、又はそれに関連して課せられる所得税及びその他の課徴金を免除する。
2. 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族の持ち込む個人的使用品及び業務に関連する機材に対して関税を免除する。
3. 中華人民共和国政府は、医療の便宜を提供する。

附表Ⅳ

資 機 材

相互の合意による当該プロジェクトに必要な機材、器具及びその他の材料

附表Ⅴ

中華人民共和国側スタッフのリスト

1. プロジェクト責任者  
国家計画生育委員会弁公庁主任
2. 次の分野の専門家に対するカウンターパート
  - (1) 家族計画の宣伝教育
  - (2) 家族計画の統計・評価
3. その他相互の合意による必要な職員

附表Ⅵ

土地、建物及び付帯施設のリスト

中華人民共和国は、当該プロジェクトの実施に必要な次の土地、建物及び施設を提供する。

- (1) 北京宣伝教育センター
- (2) その他相互の合意による必要な土地、建物及び施設

附表Ⅶ

評 価

1. プロジェクトを効果的に実施するために、両国政府は別紙の暫定実施計画の全体の進捗状況及び年次報告書を検討し、その結果に基づき本プロジェクトに対する技術協力の適切な実施のため、必要な措置を講ずることとする。
2. 弁公庁よりJICAに提出される年次報告書は、日本人専門家及び中国人カウンターパートの実績と評価、並びに資機材の設置と利用状況について報告する。また、次年度計画案も、その他関連事項とともに年次報告書に含まれる。

暫定実施計画書

1 日本人専門家の派遣	<p>1982/83</p> <p>○ 宣伝教育用機材 (スライドプロジェクター) に関する次の分野に対し3~5名</p> <p>a. 操作・保守</p> <p>b. 番組制作技術</p> <p>c. 番組の内容 (母子保健)</p>	<p>1983/84</p> <p>○ 家族計画関連の統計・評価、その他の分野に対し3~5名</p>	<p>1984/85</p> <p>3~5名</p>	<p>1985/86</p> <p>3~5名</p>	<p>1986/87</p> <p>3~5名</p>
2 中国人研修員の受け入れ	<p>10名</p>	<p>10名</p>	<p>10名</p>	<p>10名</p>	<p>10名</p>
3 機材の供与	<p>a. スライド複写機 1台</p> <p>b. 現像機 1台</p> <p>c. スライドプロジェクター 1/138台</p> <p>d. スライドプロジェクター用テープレコーダー 1/138台</p> <p>e. スライド用フィルム (現像液付) 1/138式</p> <p>f. スライド枠 150,000枚</p> <p>g. スライド・マガジン 2,300個</p> <p>h. 録音テープ (往復60分) 5700個</p>		<p>a. マイクロコンピュータ 5台</p> <p>b. 電卓 100台</p> <p>c. OHP 1/138台</p> <p>d. OHP用 2,300組 6色ペン</p> <p>e. OHP用セロファンロール及びシート (2,300巻, 2,300枚)</p>	<p>a. 16mm映写機</p> <p>b. 16mm映画フィルム (現像液付)</p>	<p>1/138台</p>

注 本計画は両国政府において、必要な予算措置がとられることを前提としている。  
本計画は、本プロジェクトの実施の過程で必要が生じた場合、討議議事録の枠内で変更される。

家族計画プロジェクトのための技術  
協力に関する討議議事録覚書

日本側実施協議チームと中国国家計画生育委員会弁公庁は、相互に合意し、家族計画プロジェクトのための技術協力に関する討議議事録(以下「R/D」という。)に署名した。

以下には、R/Dに規定されたいくつかの特定の事項を明確化するために双方により了解された内容を記録することとする。

1. 双方は、R/D附表Ⅰの2に記載されている「個人的使用品」には日本人専門家及びその家族が個人的に使用するため海外より持ち込むことのある家財道具が含まれることに合意した。
2. 双方は、R/D附表Ⅰの2に記載されている「業務に関連する機材」には、日本人専門家及びその家族により使用される一家族当たり1台の自動車が含まれることに合意した。
3. R/DのⅦ条/(3)に述べられている交通費については、日本側は都市間の交通費を日本側にて負担する旨表明した。
4. R/DのⅦ条/(4)に述べられている住居施設については、中国側は、1日当たり50元以下の適切なホテルを提供する用意がある旨及びこれが現実に不可能な場合には、1日当たり50元を超える金額については中国側にて負担する用意がある旨を表明した。
5. R/D附表Ⅱの(3)の日本人専門家の分野に関し、日本側は、日本側が供与した機材の補修技術指導のための専門家を必要に応じ派遣する用意がある旨を表明した。

北 京 1982年11月15日

日本側実施協議チーム団長

中国側国家計画生育委員会弁公庁主任

長谷川正男

梁洪民

#### 4. 中 文 正 文



中华人民共和国国家计划生育委员会  
办 公 厅  
和 日 本 国 方 面 执 行 协 议 团  
关于为实行计划生育项目进行  
技术合作的会谈纪要

为商定在中华人民共和国开展关于计划生育技术合作项目的详细内容，由国际协力事业团（以下称“JICA”）组织的以国际协力事业团理事长谷川正男为团长的日本国方面执行协议团（以下称“协议团”）自一九八二年六月十六日至一九八二年六月三十日和自一九八二年十一月十四日至一九八二年十一月十六日访问了中华人民共和国。

在中华人民共和国逗留期间，协议团就两国政府为有效地实行上述项目所应采取的必要措施问题与中华人民共和国国家计划生育委员会办公厅（以下称“办公厅”）交换了意见并进行了一系列的讨论。

讨论的结果，办公厅和协议团同意，就中华人民共和国

国与日本国之间关于在科学技术领域进行合作的协定为根据的附件所载各事项，向各自政府提出建议。

本纪要于一九八二年十一月十五日在北京签订，共两份，每份都用中文、日文和英文写成，三种文本具有同等效力。在解释上如有分歧，以英文本为准。

中华人民共和国国家  
计划生育委员会办公厅

主 任

梁宗民

日本国方面执行协议团

团 长

长谷川正男

## 附 件

### 一、两国政府的合作

(一) 中华人民共和国政府和日本国政府以通过加强在计划生育领域的活动，进而提高中华人民共和国人民群众的福利为目的，在实行计划生育项目（以下称“该项目”）时，进行相互合作。

(二) 该项目根据附表一的基本计划实行。

### 二、派遣日本专家

(一) 根据日本国现行的法律和规章，日本国政府应通过JICA采取必要的措施，按照日本国技术合作计划的通常手续由自己负担费用提供附表二所列的日本专家的劳务。

(二) 上述（一）项所指日本专家及其家属，在中华人民共和国应享受附表三所列的优惠待遇、免税和便利。

日本专家在华工作期间，享有与执行同样任务的其他外国或国际机构的专家同等优惠待遇、免税和便利。

### 三、提供机器设备

(一) 根据日本国现行的法律和规章，日本国政府应通过JICA采取必要的措施，按照日本国技术合作计划的

通常手续由自己负担费用提供附表四所列的实行该项目所需要的机器设备及其它材料。

(二) 上述(一)项所指机器、设备及材料,在卸货的港口或机场,以到岸价格(CIF)交付中华人民共和国有关当局时,即属于中华人民共和国政府的财产。对这些机器、设备及材料的使用应与附表二所列举的日本专家协商,而且只限使用于实行该项目。

#### 四、接受进修人员

(一) 根据日本国现行的法律和规章,日本国政府应通过 JICA 采取必要的措施,按照日本国技术合作计划的通常手续由自己负担费用接受在日本进修技术并与该项目有关的中方人员。

(二) 中华人民共和国政府应通过有关当局采取必要的措施,保证在日本进修技术的中方人员所获得的知识 and 经验能有效地应用于实行该项目。

#### 五、中方对等人员及事务职员劳务

(一) 根据中华人民共和国现行的法律和规章,中华人民共和国政府应通过有关当局采取必要的措施,由自己负担费用保证附表五所列举的中方对等人员及事务职员的劳务。

(二) 关于中方对等人员, 中华人民共和国政府应通过有关当局配备必要数量的人员, 他们须具有与附表二所规定的由日本国政府派遣的各个日本专家相对应的能力, 力求在该项目的实行中有效地圆满地进行技术传授。

#### 六、中华人民共和国政府应通过有关当局采取的措施

(一) 根据中华人民共和国现行的法律和规章, 中华人民共和国政府应通过有关当局采取必要的措施, 由自己负担费用提供:

1、附表六所列土地、建筑物及附属设施;

2、上述第三条通过JICA所提供器材以外的为实行该项目所需的机械、设备、器材、车辆、工具、备用部件以及其它物品的供应或更换;

3、日本专家在中华人民共和国国内因公出差时的交通便利和市内交通费;

4、日本专家及其家属所需的备有适当家俱的住房设施。

(二) 根据中华人民共和国现行的法律和规章, 中华人民共和国政府应通过有关当局采取必要的措施, 负担以下经费:

1、上述第三条所列器材在中华人民共和国国内的运